

平成22年版

八戸の環境



(屋外環境学習会の様子)

八戸市環境部

八 戸 市 環 境 方 針

基本理念

私たちの生活は、これまで快適さや経済性を追及するあまり、環境への配慮がおろそかになり地球に大きな負担をかけてきました。このため、地球温暖化や資源の枯渇といった複雑で深刻な環境問題が顕在化しています。

私たちは、一刻も早くこうした環境問題を解決するため、持続的発展が可能な資源循環型社会を築き、将来の市民に、海、山、川といった豊かな自然環境と快適な生活環境を継承する必要があります。

私はこのことを深く認識し、環境マネジメントシステムを確立するとともに、市民、事業者、行政が一体となり環境にやさしいまちづくりを推進することにより、「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」の実現を目指します。

基本方針

1. 健康で安心できる生活環境
大気、水質、土壌等が汚染のない良好な状態に保たれ、市民が健康で安全に暮らせる環境を目指します。
2. 人と自然環境との共生
海、山、川といった自然を守り育て、そこに住む生物の多様性を確保し、人と自然の共生が図られた環境を目指します。
3. 潤いと安らぎが感じられる都市環境
緑や良好な景観の保全等まちづくりを推進し、潤いと安らぎ等こころの豊かさを感じられる環境を目指します。
4. 地球環境の保全
ごみの減量や資源・エネルギーの有効利用を推進する等、地球環境の保全に寄与します。
5. 継続的改善
市が実施する事務・事業の環境負荷を低減するため、目的、目標を設定し定期的に見直しを行い、汚染の予防を含めた継続的な環境改善に努めます。
6. 法令の遵守
環境に関連する法令及びその他の合意事項を遵守します。
7. 職員の教育
職員の環境保全に対する意識の向上を図るため、教育、訓練を行います。

この方針は全職員に周知し、広く一般にも公開します。

平成 18 年 7 月 1 日

八 戸 市 長 小 林 眞

表紙写真の説明

西園小学校 3 年生による屋外環境学習会の様子です。親水空間で生き物を採取しました。
期日：平成 22 年 7 月 9 日
場所：馬淵川水辺の楽校（ピチャピチャランド）

はじめに

八戸市は、青森県の南東部に位置し、全国有数の水産都市として、また、北東北随一の工業都市として着実な発展を遂げてまいりました。平成17年3月31日には「ジャズとそばのまち」として知られる南郷村との合併により、海と山の魅力を併せ持つ人口約25万人の新八戸市が誕生しました。新市は、広大な天然芝や咲き乱れる海岸植物が美しい名勝「種差海岸」、ウミネコの繁殖地として天然記念物に指定された「蕪島」、市民の森「不習岳」や青葉湖など豊かな自然も有しております。

しかし、私たちを取りまく今日の環境問題は、水質汚濁や近隣騒音など従来型の公害問題だけでなく、地球温暖化・砂漠化・海洋汚染など、地球規模の複雑で深刻な様相を呈しております。

これらの環境問題を克服していくためには、これまでの生活様式を見直し、私たち一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ねることが必要となります。

八戸市では、平成16年12月に現在及び将来の市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、市の環境の保全及び創造の基本理念を定めた「八戸市環境基本条例」を制定し、その実現のため、平成17年2月には「八戸市環境基本計画」を策定して施策を推進しております。

また、平成18年度に開催した「八戸市環境展」において、私は、限りある資源を有効に利用して持続可能な循環型社会を構築するため、市・事業者・市民が一体となってごみの減量とリサイクルを推進する「循環型都市」の実現をめざすことを会場の皆さんと一緒に宣言しました。その具体的な取り組みとして、平成19年度から「その他紙」の資源回収を開始するとともに、平成20年度からは事業系紙ごみの資源化対策を実施しました。その結果、ごみ排出量はマニフェストに掲げた市民1人1日あたり1000グラム以内という目標を達成いたしました。

さらに、新エネルギーについては、本庁舎において太陽光発電等を利用しているほか、平成21年度から住宅用太陽光発電システム導入支援事業やグリーン電力証書普及促進事業など新たな地球温暖化対策を推進しております。

本書は、平成21年度における八戸市の環境の現状と施策の概要を、ISO14001の環境方針に沿ってとりまとめたものですが、環境に対する認識を深めていただく一助となれば幸いです。

最後になりましたが、恵み豊かな環境を、将来を担う子どもたちに引き継ぐため一層努力してまいりますので、市民の皆様並びに関係各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成23年2月

八戸市長 小林 眞

目 次

はじめに

第1章 八戸市の概要

1	位 置	1
2	気 候	1
3	人 口	2
4	面 積	2
5	都市計画の用途地域別面積	2
6	産 業	3

第2章 環境行政の概要

1	機構と配置職員	5
2	分掌事務	6
3	八戸市環境審議会委員名簿	7
4	八戸市公害健康被害者認定審査会委員名簿	8
5	平成21年度実施事業	9

第3章 八戸市環境基本計画の概要

1	計画の役割	11
2	八戸市の環境における目標と基本目標	11
3	計画の期間	11
4	基本目標	12
5	進行管理について	12

第4章 環境施策の現状

第1節 「健康で安心できる生活環境」の実現に向けて

1 きれいな空気の保全

1) 大気環境の状況

(1) 概況

(1)-1 固定発生源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(1)-2 移動発生源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(1)-3 環境監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(2) 状況

(2)-1 硫黄酸化物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(2)-2 窒素酸化物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(2)-3 浮遊粒子状物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(2)-4 一酸化炭素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2)-5 光化学オキシダント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2)-6 公害防止協定締結工場・事業場に対する立入調査・・・・・・・・ 15

(2)-7 ダイオキシン類調査結果・・・・・・・・・・・・・・ 15

(2)-8 有害大気汚染物質モニタリング調査結果・・・・・・・・・・・・ 15

(2)-9 酸性雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3) 大気汚染防止対策

(3)-1 硫黄酸化物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3)-2 窒素酸化物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3)-3 浮遊粒子状物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3)-4 ダイオキシン類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(3)-5 有害大気汚染物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(4) 大気環境データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

2) 悪臭の状況

(1) 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

(2) 状況

(2)-1 畜産農場及び堆肥化施設・・・・・・・・・・・・・・ 17

(2)-2 パルプ・製紙工場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(2)-3 フィッシュミール工場・・・・・・・・・・・・・・ 18

(3) 測定結果

嗅覚測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(4) 悪臭防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 清らかな水の保全

水環境の状況

(1) 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(2) 公共用水域の監視

(2)-1 河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(2)-2 海域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(2)-3	底質	23
(2)-4	地下水	23
(2)-5	水浴場調査	23
(2)-6	化学物質	24
(2)-7	水質事故	24
(3)	水質汚濁防止対策	
(3)-1	工場・事業場の排水監視	24
(3)-2	工場・事業場の届出・報告状況	24
(3)-3	新井田川河口水域生活排水対策推進計画	25
(3)-4	公共下水道・農業集落排水施設整備事業	25
(3)-5	浄化槽対策	25
(3)-6	その他の活動	26
3	健全な土壌の保全	
	土壌汚染の状況	
	概況	27
4	静穏な生活の確保	
	騒音・振動の状況	
(1)	概況	28
(2)	状況	
(2)-1	自動車交通騒音	28
(2)-2	道路交通振動	29
(2)-3	環境騒音	29
(2)-4	航空機騒音	29
(3)	騒音・振動対策	
(3)-1	工場・事業場	29
(3)-2	建設作業	29
(3)-3	自動車交通騒音・振動	30
(3)-4	航空機騒音	30
5	その他全般に関連するもの	
1)	地盤沈下の状況	
(1)	概況	31
(2)	調査の概要	
(2)-1	水準測量	31
(2)-2	観測井調査	31
(3)	観測井調査結果	
(3)-1	地下水位	31
(3)-2	地盤変動量	31
(4)	地下水保全活動	32
(5)	地盤沈下防止対策	32
2)	公害苦情の状況	
(1)	概況	33

(2) 公害の種類別苦情件数	33
(3) 発生源別苦情の主な内容とその件数	
(3)-1 大気汚染	34
(3)-2 騒音	34
(3)-3 振動	34
(3)-4 悪臭	34
(3)-5 その他	34
(4) 用途地域別苦情件数	34
3) 公害防止協定	35
4) 公害健康被害者救済制度	37
5) 八戸地域県境不法投棄問題対策協議会	
(1) 県境不法投棄問題	38
(2) 八戸地域県境不法投棄問題対策協議会における取り組み	38
6) 審議会の開催	38
7) 「八戸の環境」の作成	38

第2節 「人と自然環境との共生」の実現に向けて

1 生物の多様性の確保	
1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保護事業	39
2) 鳥獣保護	39
2 海・山・川の保全	
(1) 概況	
(1)-1 青森県緑地保全地域	39
(1)-2 自然公園	40
(2) 環境保全に係る啓発	
(2)-1 こどもエコクラブ	40
(2)-2 環境月間	40
(2)-3 子ども水質探検隊	40
(2)-4 環境学習会	41
(2)-5 その他	41
3 自然とのふれあいの促進	
1) 市民の森 不習岳	43
2) 南郷観光農園振興事業	45
3) 水辺の楽校事業	45
4) 市民農園設置事業	46
5) 農業交流研修センターにおける土壌診断及び植物組織培養	46
6) 農業体験学習	48
7) 農業講座	48

第3節 「潤いと安らぎが感じられる都市環境」の実現に向けて

1 水と緑のある生活の確保	
---------------	--

1) 都市公園整備事業	49
2) 都市緑化啓発事業	49
2 美しい都市景観の形成	
1) 景観計画及び景観条例	51
2) 八戸市景観賞	51
3 ごみのないきれいなまちづくりの推進	
(1) 八戸市環境展	53
(2) はちのへエコ大賞	54
(3) 地域環境美化活動	
(3)-1 はちのへクリーンパートナー制度	54
(3)-2 八戸市環境美化協議会	55
(3)-3 (社)八戸清港会	55
(3)-4 新井田川をきれいにする会	56
(3)-5 海浜清掃活動	56
(3)-6 不法投棄防止対策事業	56
(4) その他関連するもの	
(4)-1 八戸市生活環境保全条例	57
(4)-2 飼い犬の登録	57
(4)-3 防疫体制	58
(4)-4 公衆浴場業に対する補助事業	58
(4)-5 一般廃棄物の搬入許可及び処分券発行	58
(4)-6 排水路の浚渫	58

第4節 「地球環境の保全」の実現に向けて

1 資源の循環利用と廃棄物の減量	
1) うみねこプラン の推進	62
2) ごみ減量とリサイクルの取り組み	64
2 環境への負荷の少ない都市基盤の整備	
1) 道路整備事業	65
3 省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入促進	
(1) 八戸市住宅用太陽光発電システム導入支援事業	67
(2) グリーン電力証書普及促進事業	67
(3) 講演会・学習会等による啓発活動	68
(4) エコ通勤定期券	68
(5) こども探検エコパスポート	68
4 環境に配慮した産業活動の推進	
(1)建設工事競争入札参加資格審査申請受付	69
(2)八戸港利用促進のためのポートセールス	69
(3)エネルギーシステム転換支援事業	69
5 ISO14001	
(1) 認証取得宣言から平成21年度末までの経過	70

(2) 適用の範囲	70
(3) 事務・事業	70

資料編

1 大気関係資料	
(1) 大気汚染に係る環境基準	75
(2) 大気汚染防止法規制対象物質一覧	75
(3) 大気汚染防止法の体系図	76
(4) ばい煙発生施設等の届出状況	77
(5) 大気測定結果	78
2 悪臭関係資料	
(1) 敷地境界線の規制基準	85
(2) 排出水中における特定悪臭物質の規制基準	86
(3) 悪臭防止法の体系	87
3 水質関係資料	
(1) 生活環境に係る水域類型の指定状況	89
(2) 水質汚濁に係る環境基準	
(2)-1 人の健康の保護に関する環境基準	90
(2)-2 要監視項目に関する指針値	90
(2)-3 生活環境の保全に関する環境基準	90
(2)-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準	91
(2)-5 地下水の要監視項目に関する指針値	91
(3) 排水基準	
(3)-1 一律排水基準	93
(3)-2 特定地下浸透水基準	93
(3)-3 上乗せ排水基準	94
(4) 水質汚濁防止法の体系	95
(5) 水質測定結果	97
4 ダイオキシン類対策特別措置法関係資料	
(1) 基準値	106
(2) ダイオキシン対策特別措置法の体系図	108
5 騒音・振動関係資料	
(1) 騒音に係る環境基準	109
(2) 航空機騒音に係る環境基準	109
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	109
(4) 騒音に係る各種基準	109
(5) 振動に関する各種基準	113
(6) 各類型・区域の解説	115
(7) 騒音の大きさの例	116
(8) 振動による影響	116
(9) 騒音規制法の体系	117

(10) 振動規制法の体系	117
(11) 騒音・振動測定結果	118
(12) 騒音・振動届出状況	121
6 地盤沈下関係資料	123
7 土壌汚染関係資料	128
8 公害苦情集計結果	130
9 公害測定機器の整備状況	132
八戸市環境基本条例	133
八戸市生活環境保全条例	138
八戸市公害防止条例	142
八戸市環境審議会条例	145
八戸市悪臭発生防止指導要綱	147
八戸市地下水採取の届出に関する要綱	149
環境行政の推移及び主なできごと	150
用語の解説	160

第1章 八戸市の概要

1	位 置	1
2	気 候	1
3	人 口	2
4	面 積	2
5	都市計画の用途地域別面積	2
6	産 業	3

1 位 置

八戸市は、太平洋を臨む青森県の南東部に位置し、北はおいらせ町及び五戸町、西は南部町、南は階上町及び岩手県軽米町に接している。

地形は、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がり、その平野を三分する形で馬淵川、新井田川の2本の川が流れている。

臨海部には大規模な工業港、漁港、商業港が整備されており、背後に工業地帯が形成され、優れた漁港施設や背後施設を有する全国屈指の水産都市、北東北随一の工業都市として、地域の拠点となっている。

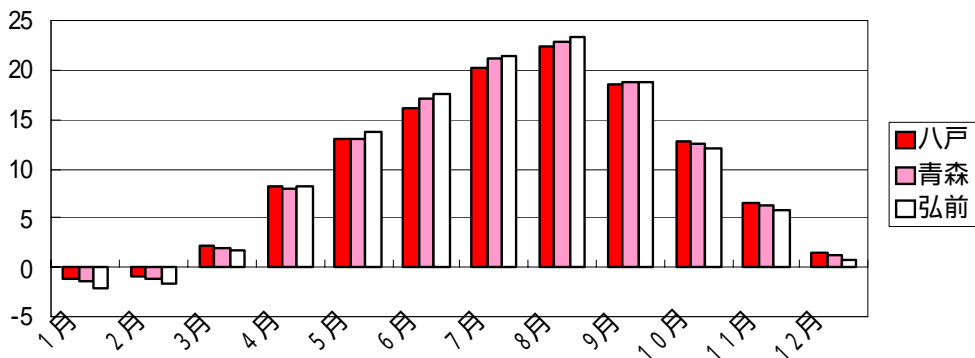
また、平成17年3月31日に合併した南郷区（旧南郷村）は、「ジャズとそばのまち」として全国的な知名度を誇り、ブルーベリーなどの地場産品を生かした特産物の開発なども行なわれている。

2 気 候

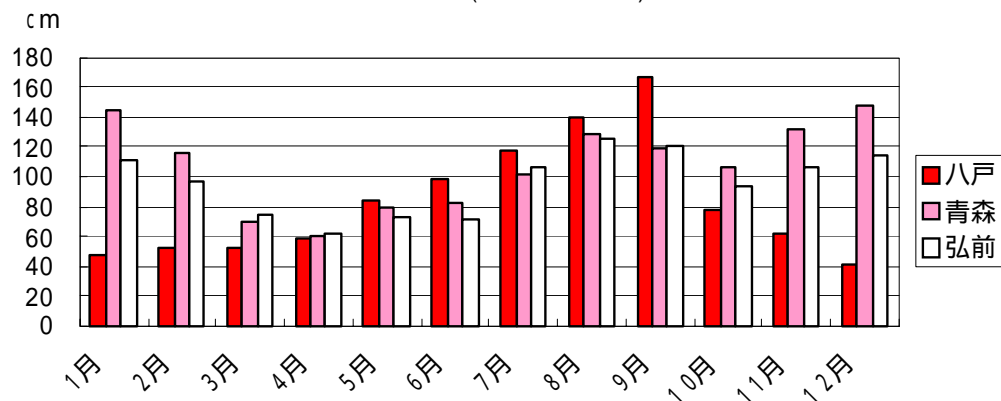
東北地方の北部にありながら、太平洋側に位置しているため、冬は雪が非常に少なく、日照時間が長いのが特徴であり、-10 以下まで下がることもあるが、寒さの厳しい日はそれほど多くはない。

また、夏は比較的しのぎやすく、梅雨の不快さはあまり感じないが、春から夏にかけての冷涼な偏東風（ヤマセ）が吹くことも当地方の特徴といえる。

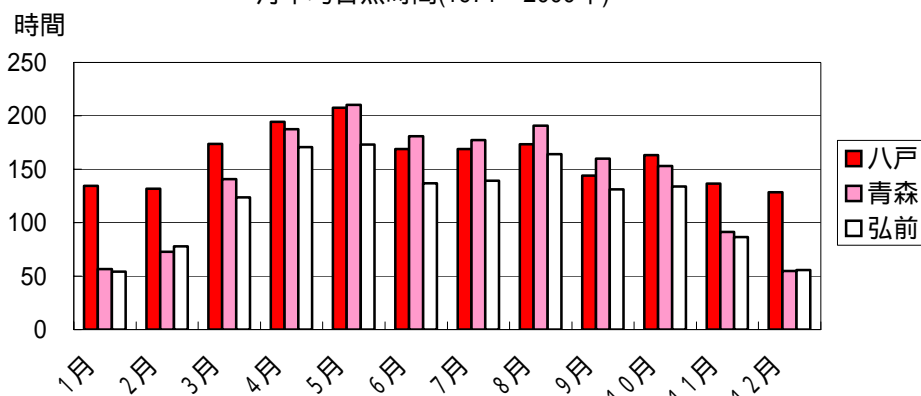
月平均気温(1971～2000年)



月平均降水量(1971～2000年)



月平均日照時間(1971～2000年)



3 人 口 (平成22年9月30日現在、住民基本台帳人口)

241,712人(男 116,174人 女 125,538人) 世帯数 102,870世帯

4 面 積 (平成21年10月1日現在)

305.19平方キロメートル

5 都市計画の用途地域別面積 (平成22年9月17日現在、都市政策課調べ)

(単位：km²)

用 途 地 域	面 積
第1種低層住居専用地域	15.58
第2種低層住居専用地域	0.70
第1種中高層住居専用地域	2.94
第2種中高層住居専用地域	7.48
第1種住居地域	8.10
第2種住居地域	1.99
準住居地域	0.69
近隣商業地域	1.42
商業地域	2.27
準工業地域	4.29
工業地域	3.75
工業専用地域	9.70
合計	58.91

6 産 業

全国有数の水産都市として知られ、水揚量は常に上位にある。さらに、昭和39年の新産業都市の指定により、大規模な港湾の整備や関連する産業の集積が進み、現在では、北東北を代表する工業・物流の拠点都市として発展している。

産業（大分類）・男女別 15歳以上就業者数
（平成22年版八戸市統計書より）

産 業 分 類	総 数	男 計	女 計	比 率
総 数	113,340	64,361	48,979	
第1次産業	4,723	2,925	1,798	4.2%
農 業	3,575	1,896	1,679	
林 業	22	18	4	
漁 業	1,126	1,011	115	
第2次産業	26,991	19,173	7,818	23.8%
鉱 業	187	166	21	
建設業	11,443	9,981	1,462	
製造業	15,361	9,026	6,335	
第3次産業	81,178	42,012	39,166	71.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	594	535	59	
情報通信業	1,186	895	291	
運輸業	7,185	6,242	943	
卸売・小売業	23,290	11,586	11,704	
金融・保険業	2,859	1,203	1,656	
不動産業	1,035	634	401	
飲食店・宿泊業	5,990	1,964	4,026	
医療、福祉	11,658	2,638	9,020	
教育、学習支援業	5,153	2,458	2,695	
複合サービス事業	1,049	693	356	
サービス業（他に分類されないもの）	14,668	7,911	6,757	
公務（他に分類されないもの）	6,511	5,253	1,258	
その他	448	251	197	0.4%

工業出荷額等の推移
(八戸の工業より)

(従業員4人以上の事業所)

区分	平成18年			平成19年			平成20年		
	事業所	従業員	出荷額等	事業所	従業員	出荷額等	事業所	従業員	出荷額等
総数(A)	352	12,580	488,417	377	14,290	585,745	386	14,366	589,149
食料品				119	4,979	91,881	129	5,072	923,26
飲料・飼料				19	337	62,746	18	338	82,478
繊維工業				19	357	×	15	247	1,324
木材・木製品				12	135	5,056	11	121	5,467
家具・装備品				11	112	998	11	105	951
パルプ・紙				6	1,415	104,837	7	1,409	113,079
印刷				29	387	3,938	27	350	3,783
化学工業				9	340	10,105	9	336	10,756
石油・石炭				3	15	×	2	10	×
プラスチック製品				5	201	6,459	5	210	5,919
ゴム製品				1	4	×	2	11	×
窯業・土石				19	372	16,059	19	370	16,725
鉄鋼				13	1,160	157,730	15	1,059	126,237
非鉄金属				7	663	19,495	6	635	20,602
金属製品				41	947	17,876	45	991	19,488
はん用機械				14	270	5,292	9	141	2,402
生産用機械				11	690	25,720	12	745	26,047
電子部品				6	757	×	6	804	14,108
電気機械				9	374	10,429	11	481	11,411
情報通信機械				4	176	×	4	166	1,342
輸送用機械				11	487	20,550	15	670	32,882
その他				9	112	×	8	95	794
県総数(B)	1,743	60,764	1,623,612	1,748	65,475	1,651,106	1,829	63,036	1,649,446
A/B (%)	20.2	20.7	30.1	21.6	21.8	35.5	21.1	22.8	35.7

平成20年調査から
産業分類が変更され
たため、平成18年
の詳細は不明

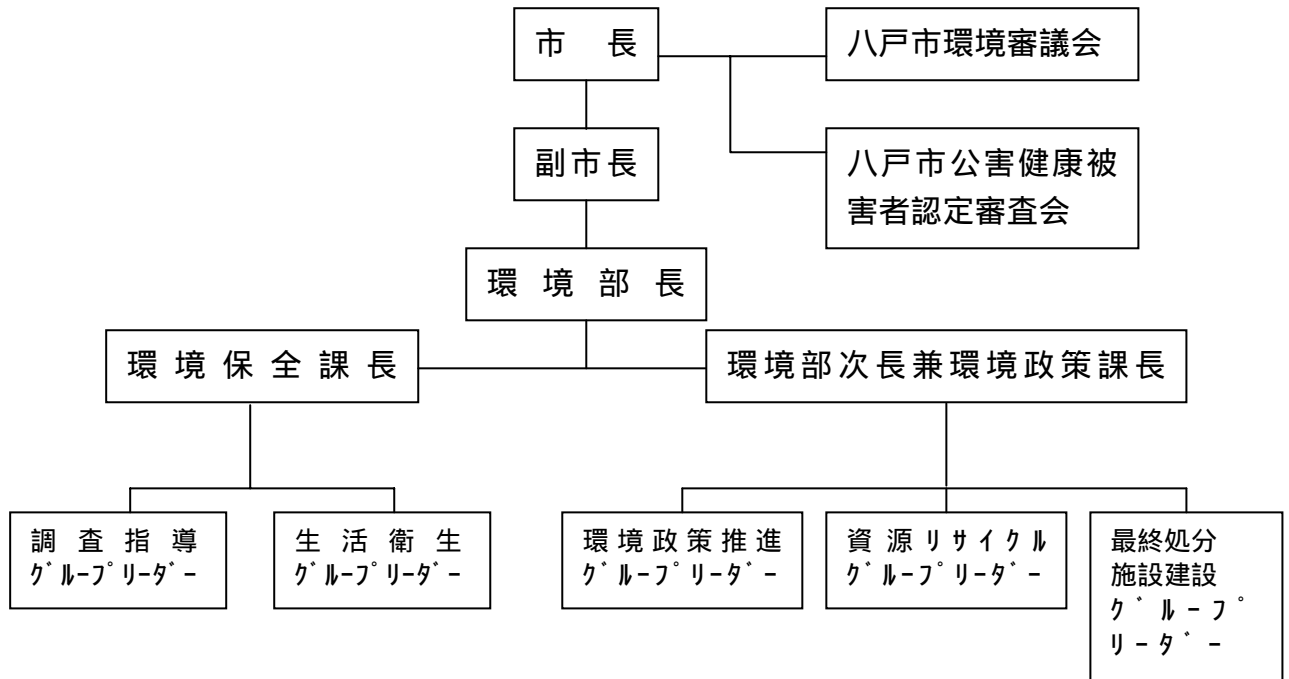
1. ×で秘匿した数値は総数に含まれる。

2. 出荷額等は百万円単位

第2章 環境行政の概要

1	機構と配置職員	5
2	分掌事務	6
3	八戸市環境審議会委員名簿	7
4	八戸市公害健康被害者認定審査会委員名簿	8
5	平成21年度実施事業	9

1 機構と配置職員（平成22年4月1日現在）



副参事	1名
主査	2名
主事	3名
技師	1名
技能技師	1名

主幹	2名
主査	3名
主事	7名

（事務局担当各種団体）

環境保全課

社団法人八戸清港会

新井田川をきれいにする会

八戸地域環境問題連絡協議会

北沼地区前面海域水質保全協議会

八戸地域地下水利用対策協議会

環境政策課

八戸市環境美化協議会

八戸地域県境不法投棄問題対策協議会

2 分掌事務

[環境保全課]

(調査指導グループ)

- 1 公害の調査・分析及び防止対策に関する事。
- 2 公害発生施設の規制及び指導に関する事。
- 3 公共用水域の常時監視及び分析に関する事。
- 4 公害に関する相談及び苦情に関する事。
- 5 公害に関する各種届出に関する事。
- 6 公害防止協定に関する事。

(生活衛生グループ)

- 1 生活環境の保全に関する事。
- 2 犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付等に関する事。
- 3 一般廃棄物搬入許可証の発行に関する事。
- 4 一般廃棄物処分券の発行に関する事。
- 5 昆虫類、ねずみ族等の駆除に関する事。
- 6 地区衛生組織の育成に関する事。
- 7 公害健康被害者の救済に関する事。
- 8 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に基づく死亡獣畜取扱場の設置等及び動物の飼養又は収容の許可等に関する事。

[環境政策課]

(環境政策推進グループ)

- 1 環境に関する総合的な施策の企画立案及び連絡調整に関する事。
- 2 地球温暖化防止対策に関する事。
- 3 環境マネジメントシステムに関する事。
- 4 環境に関する意識の啓発に関する事。
- 5 環境審議会に関する事。
- 6 自然保護に関する事。

(資源リサイクルグループ)

- 1 一般廃棄物処理に係る総合的な企画立案及び連絡調整に関する事。
- 2 資源循環型社会の推進に関する事。
- 3 廃棄物の減量化及び再資源化の普及に関する事。
- 4 清掃思想の普及に関する事。

(最終処分施設建設グループ)

- 1 新処分施設の建設に関する事。

3 八戸市環境審議会委員名簿（平成22年12月末現在）

会長 福士 憲一 副会長 山内 文子

（任期：平成22年6月29日～平成24年6月28日）

選出区分	現職名	氏名
学識経験者 (7人)	八戸市医師会理事	本田 忠
	八戸工業大学教授	福士 憲一
	八戸大学教授	吉田 稔
	八戸工業高等専門学校教授	今住 英子
	弁護士	浅石 晴代
	八戸市学校獣医師	山内 文子
	八戸市小学校長会会員	山口 徹
公益代表者 (9人)	八戸市議会建設常任委員会委員	吉田 淳一
	八戸市農業委員会会長職務代理者	松橋 剛志
	八戸漁業指導協会会員	川村 ひとみ
	八戸市環境美化協議会副会長	立花 正志
	八戸野鳥の会事務局長	高橋 清法
	NPO法人 循環型社会創造ネットワーク 理事長	類 家伸一
	青森県地球温暖化防止活動推進センター 代表理事	有谷 昭男
	公募	溝江 康德
	公募	北村 松雄
関係企業体の職員 (1名)	八戸商工会議所議員	石橋 敏文
関係行政機関の職員 (2名)	独立行政法人 水産総合研究センター 東北区水産研究所 八戸支所長	山田 陽巳
	青森県三八地域県民局地域連携部 八戸環境管理事務所長	根岸 勝信

4 八戸市公害健康被害者認定審査会委員名簿（平成22年12月末現在）

会長 鹿内喜佐男 副会長 虻川輝夫

（任期：平成20年6月2日～平成23年5月31日）

現職名	氏名	現職名	氏名
医師	浅石嵩澄	医師	菅原英保
〃	虻川輝夫	〃	村井千尋
〃	石田正文	弁護士	澤口英司
〃	坂本良明	八戸保健所長	宮川隆美
〃	鹿内喜佐男	八戸商工会議所会頭	福島哲男

5 平成 21 年度実施事業

月 日	事 業
平21. 4. 6	犬の登録と狂犬病予防注射（～5.21）
4. 12	春の全市一斉530運動（『八戸市環境美化協議会』主催）
4. 19	新井田川河川敷清掃（『新井田川をきれいにする会』主催）
5. 19	八戸地域県境不法投棄問題対策協議会総会（プラザホテル）
5. 22	『八戸市環境美化協議会』定例総会
5. 26	八戸市公害健康被害者認定審査会
5. 28	I S O・うみねこプラン『環境管理委員会』
5. 29	『新井田川をきれいにする会』定時総会
6. 1	環境騒音調査（～2.17） せせらぎウォッチング：水生生物調査 （於 ふる里河川公園、城北小学校5年生）
6. 14	新井田川河川敷清掃及び花苗の植栽 （『新井田川をきれいにする会』主催）
6. 15	『馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会』委員会（於 上長公民館）
6. 22	屋外環境学習会（於 水辺の楽校まべち、金浜小学校3,4年生）
6. 25	環境月間行事『エコツアー』 （佐々木総業㈱ほか 一般公募11名）
6. 26	悪臭調査（～10.30）
6. 29	第1回八戸市環境審議会
6. 30	屋外環境学習会（於 がんじゃ里山、白銀小学校4年生）
7. 3	屋外環境学習会（於 水辺の楽校まべち、三条小学校3年生）
7. 9	屋外環境学習会（於 水辺の楽校まべち、田面木小学校4年生）
7. 13	屋外環境学習会（於 がんじゃ里山、番屋小学校全学年）
7. 26	夏の全市一斉530運動（『八戸市環境美化協議会』主催）
7. 28	『北沼地区全面海域水質保全協議会』総会・講演会
8. 7	『子ども水質探検隊』（於 南郷区他）
8. 24	第1回八戸市廃棄物減量等推進審議会
8. 26	屋外環境学習会（於 水辺の楽校まべち、城北小学校6年生）
9. 7	屋外環境学習会（於 水辺の楽校まべち、江南小学校4年生）
9. 11	航空機騒音調査（～12.1）
9. 13	新井田川河川敷清掃（『新井田川をきれいにする会』主催）
9. 24	臨時・犬の登録と狂犬病予防注射（～10.9）
9. 27	第5回八戸市環境展 （於 八戸市公会堂、健康まつりと共催）
10. 4	観光地一斉清掃（『八戸市環境美化協議会』主催）
10. 28	自動車交通騒音振動調査（24時間測定～1.31）
11. 15	秋の全市一斉530運動（『八戸市環境美化協議会』主催）
11. 18	公害苦情相談員等ブロック会議（於 札幌市）

平22. 1. 8	「川をきれいにするポスター（図画）」展示会 （於 八戸市庁本館 1階市民ホール～1.14）
1.21	I S O内部環境監査員研修
1.25	酸性雪調査（八戸圏域水道企業団内丸庁舎屋上～2.22）
2.18	第2回八戸市環境審議会
2.22	I S O内部環境監査報告会
3.10	『馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会』幹事会（於 下長公民館）
3.19	第2回八戸市廃棄物減量等推進審議会

第3章 八戸市環境基本計画の概要

1	計画の役割	11
2	八戸市の環境における目標と基本目標	11
3	計画の期間	11
4	基本目標	12
5	進行管理について	12

1 計画の役割

市では平成 16 年 12 月、環境施策の基本理念を定めた「八戸市環境基本条例」を制定した。同条例は、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくことを宣言しており、その実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 17 年 2 月「八戸市環境基本計画」を策定した。

環境の保全及び創造は、市、事業者、市民の自主的な取り組みと、三者の協働によって実現できるものであり、事業者、市民による自発的な行動を促すため、市(行政)の環境施策だけでなく、環境に関して事業者、市民が配慮すべき行動指針も示している。

2 八戸市の環境における目標と基本目標

八戸市の環境における目標を「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」とする。

「人にやさしい」とは、市民が、健康で安心できるこころ豊かな暮らしを現在のみならず、将来においても営んでいくことを意味している。

「自然にやさしい」とは、市域の植物、動物といった生物の多様性を確保し、人と自然環境との共生を図っていくことを意味している。

「地球にやさしい」とは、市域の環境だけではなく、地球社会の一員として積極的に地球環境の保全に寄与していくことを意味している。

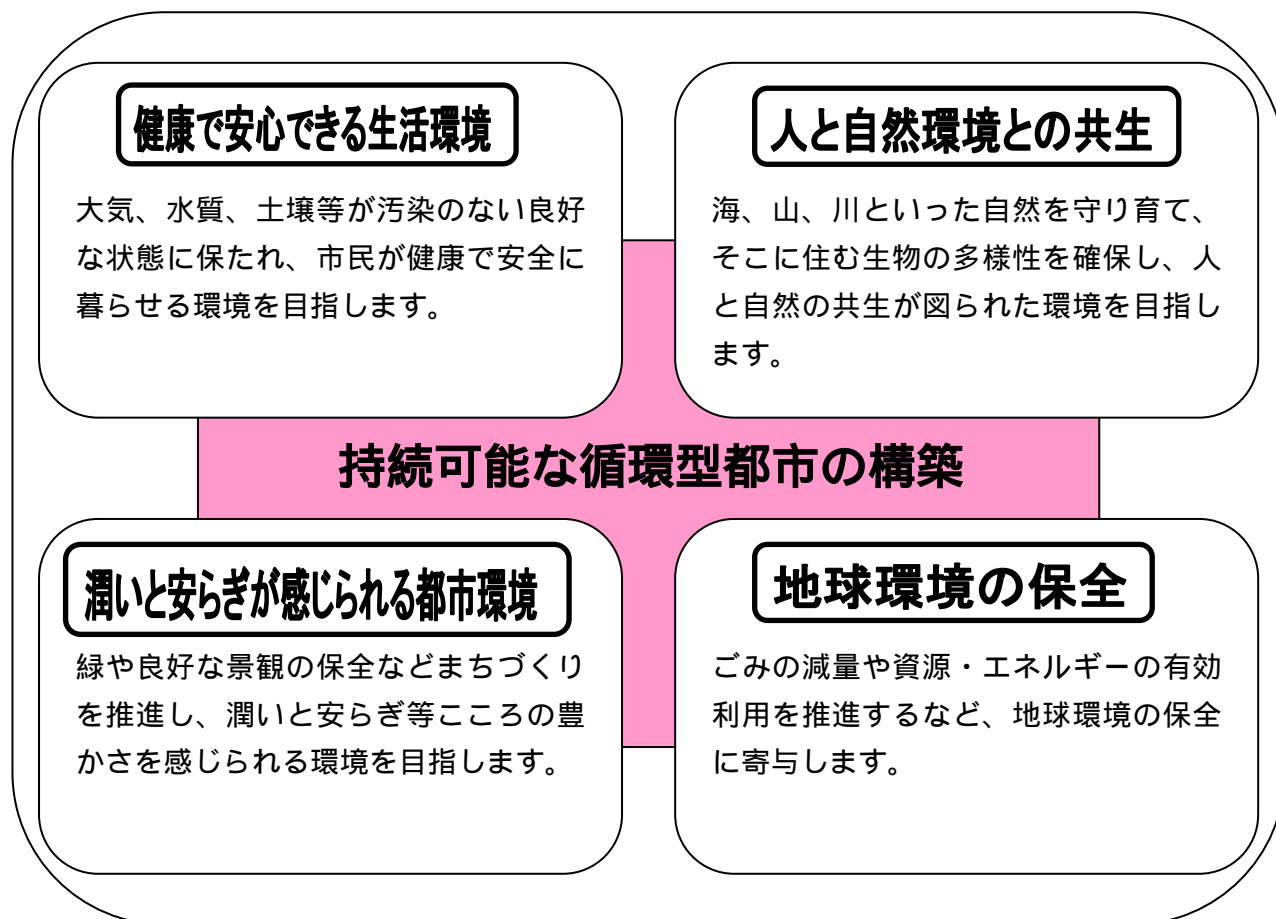
「環境先進都市」とは、環境負荷の低減と経済的発展を両立させるという先進的な取り組みが行われている都市を意味している。

3 計画の期間

平成 24 年度までとするが、適宜必要な見直しを行う。

4 基本目標

八戸市の環境における目標を達成するためには、持続可能な循環型都市の構築を基本とし、4つの基本目標を設定している。



5 進行管理について

市（行政）における計画の実施は、各部において主体的に行うとともに部間の連携を密にして着実な推進を図ることとしている。

また、計画の進捗状況を的確に把握するために、庁内におけるISO14001及びうみねこプランの推進体制を活用し、PDCAサイクルにより計画の進行を管理している。

本計画に掲げる市の施策や目標の達成状況の評価等については、八戸市環境審議会において行っており、計画に基づき市が講じた施策の実施状況や環境に関する状況及び調査・測定等の結果を取りまとめ、年次報告書として「八戸の環境」を作成している。

第4章 環境施策の現状

第1節 「健康で安心できる生活環境」の実現に向けて	
1 きれいな空気の保全	13
2 清らかな水の保全	19
3 健全な土壌の保全	27
4 静穏な生活の確保	28
5 その他全般に関連するもの	31
第2節 「人と自然環境との共生」の実現に向けて	
1 生物の多様性の確保	39
2 海・山・川の保全	39
3 自然とのふれあいの促進	43
第3節 「潤いと安らぎが感じられる都市環境」の実現に向けて	
1 水と緑のある生活の確保	49
2 美しい都市景観の形成	51
3 ごみのないきれいなまちづくりの推進	53
第4節 「地球環境の保全」の実現に向けて	
1 資源の循環利用と廃棄物の減量	62
2 環境への負荷の少ない都市基盤の整備	65
3 省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入促進	67
4 環境に配慮した産業活動の推進	69
5 ISO14001	70

第1節 「健康で安心できる生活環境」の実現に向けて

1 きれいな空気の保全

1) 大気環境の状況

(1) 概況

(1)-1 固定発生源

当市における大気汚染の主な固定発生源は、臨海部に立地する電力、パルプ・紙、鉄鋼、非鉄金属、セメント等の大規模工場などである。

大気汚染と関連の深い原重油及び石炭の使用量は図-1のとおりである。

(1)-2 移動発生源

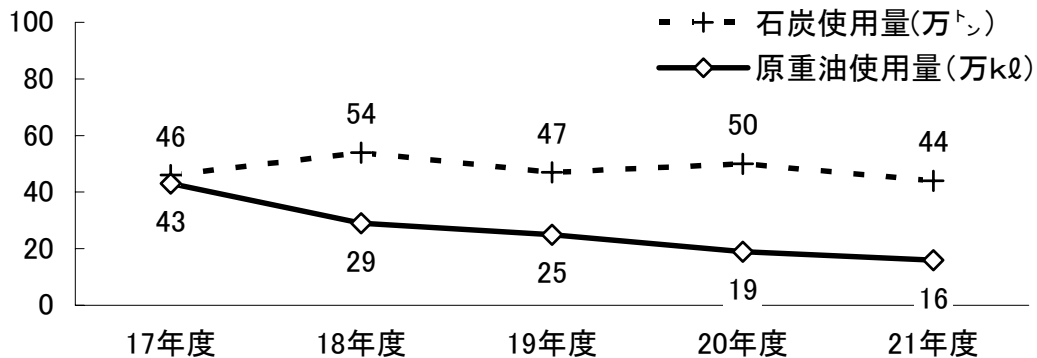
移動発生源としては、自動車、航空機および船舶があり、自動車は窒素酸化物等の大きな発生源となっている。

(1)-3 環境監視

監視・測定は、主として県が、テレメータシステム（大気環境局5局、自動車排ガス局1局、発生源監視局6局）で常時監視している。（資料表1-4、1-5）

平成21年度は、光化学オキシダントを除き、その他の項目は全局で環境基準を達成した。

図-1 原重油、石炭使用量の推移



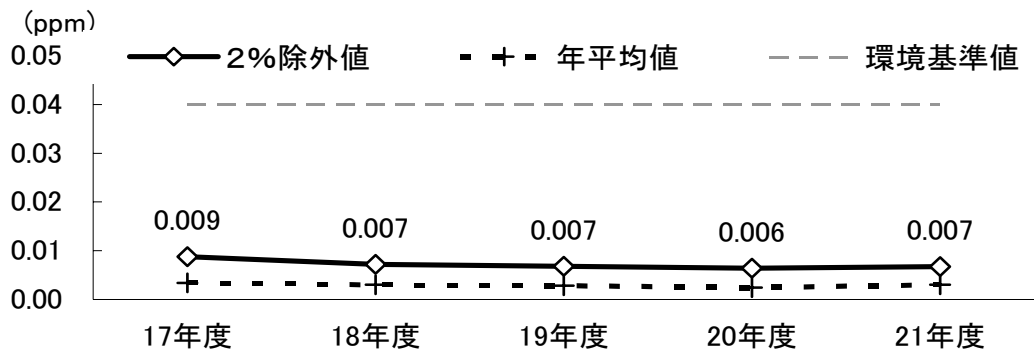
(2) 状況

(2)-1 硫酸化物

硫酸化物は、石油や石炭に含まれている硫黄分が燃焼により酸化されて発生し、それは主に二酸化硫黄として大気中に排出される。

二酸化硫黄は、昭和56年度から全測定局で環境基準を達成、維持しており、また、全測定局における日平均値の年間平均値（以下、年平均値という）は、ほぼ横ばいの状況にある。（図-2、資料表1-6）

図 - 2 二酸化硫黄の推移



5局の平均

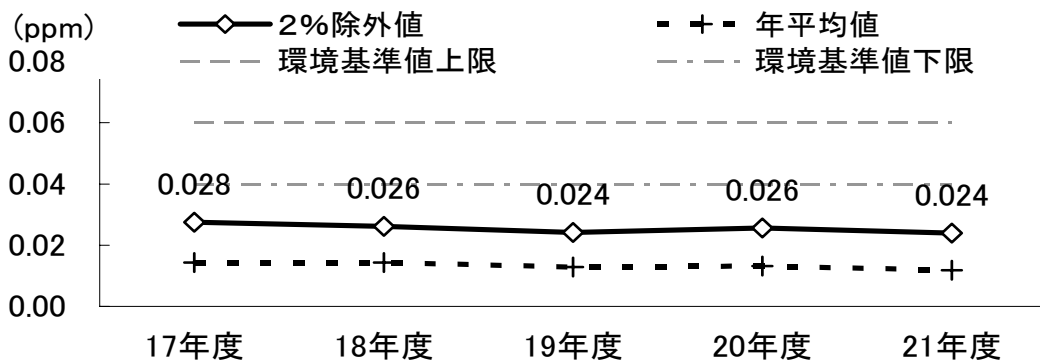
(2)-2 窒素酸化物

窒素酸化物は、燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、一酸化窒素や二酸化窒素等として発生する。

主な発生源は、工場、事業場などの固定発生源、自動車などの移動発生源である。

二酸化窒素は、全測定局で環境基準を達成しており、経年的にはほぼ横ばいの状況にある。(図 - 3、資料表 1 - 7)

図 - 3 二酸化窒素の推移



六日町局を除いた5局の平均

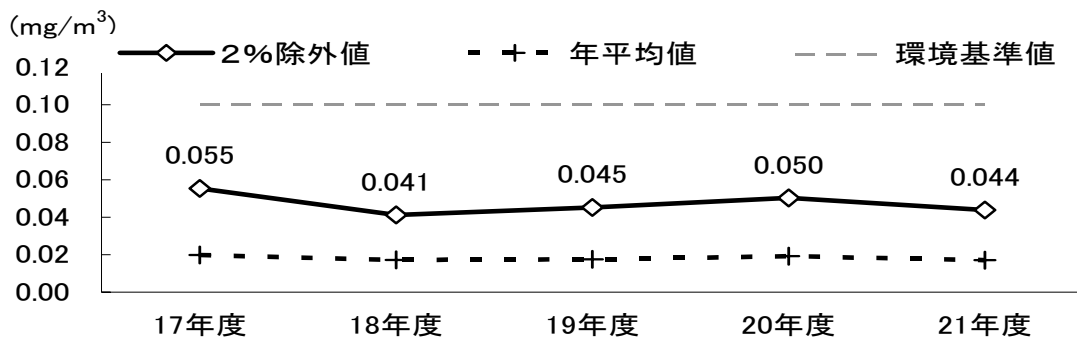
(2)-3 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の発生源は、主に工場からのばい煙、自動車の排ガス、道路などからの粉じん等である。

平成21年度は、八戸小学校及び八戸市第二魚市場については測定を終了している。六日町で短期的環境基準及び長期的評価について達成された。

(図 - 4、資料表 1 - 8)

図 - 4 浮遊粒子状物質の推移



六日町局を除いた5局の平均

(2)-4 一酸化炭素

一酸化炭素は物質の不完全燃焼により発生するもので、主に自動車の排ガスによるものとされている。

自動車排ガス測定局（六日町）では0.9 p p mとなっており、いずれも環境基準を達成している。（資料表1 - 9）

(2)-5 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が大気中で化学反応を起こして生ずるもので、光化学スモッグの原因ともいわれている。

測定の結果、いずれの地点も昼間の1時間の最高が0.06 p p mを越えており、環境基準未達成となっている。しかし、緊急時の発令基準である0.12 p p mまでは至っておらず、これまで光化学スモッグによる被害は発生していない。（資料表1 - 10）

光化学オキシダントの高濃度現象は春季に県内全域で観測されていることから、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられているが、最近の研究報告ではアジア大陸からの越境汚染の影響も考えられる。

(2)-6 公害防止協定締結工場・事業場に対する立入調査

公害防止協定に基づき、三者協定締結工場については県と共同で、二者協定締結工場については市独自で立入調査を実施するとともに、ばい煙等の自主測定状況をチェックしている。

(2)-7 ダイオキシン類調査結果

県では、一般環境中の大気、河川、海域、土壌におけるダイオキシン類の濃度を把握するために、調査を実施している。平成21年度は、八戸小学校及び根岸小学校で一般環境大気中におけるダイオキシン類の測定を4回にわたり実施しているが、測定結果は両地点とも環境基準値を大きく下回っている。（資料表1 - 11）

(2)-8 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

県では、平成9年度から、大気中の濃度が低濃度であっても健康への影響が

懸念されるベンゼン等の有害物質について調査しており、当市内では、八戸小学校、根岸小学校の2地点で実施している。(資料表1-12)

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基準を下まわっている。

その他の優先取組物質としてニッケル化合物等15物質についても調査を行っているが、ニッケル化合物などの重金属が全国平均と較べて高い値が示された。

(2)-9 酸性雪

当市では、東北都市環境問題対策協議会事業の一つとして、冬期間(平成22年1月25日~2月22日)の酸性雪の動向を把握するための共同調査を行っており、当市の平均はpH4.6であった。(資料表1-13)

(3)大気汚染防止対策

(3)-1 硫黄酸化物

県では法及び条例に基づく規制を行っているほか、市でも主要工場との間に公害防止協定を締結し、大気環境の保全に努めている。同協定では、硫黄酸化物については総量的規制を導入し年間排出量及び時間排出量の設定を行っている。

(3)-2 窒素酸化物

大気汚染防止法施行令の一部改正により、ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の強化が順次なされている。

また、移動発生源についてもガソリン・LPG乗用車に対しては、昭和53年度規制が実施され、その後規制の強化が行われている。

ディーゼル車についても平成9年度規制が実施され、その後対象車種の拡大及び規制の強化がなされている。

(3)-3 浮遊粒子状物質

ばいじんについては、窒素酸化物と同様な経過で規制されているが、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントに係る大気汚染を防止するため、平成17年6月に法の一部が改正され規制の強化がなされている。

また、土砂の舞い上がりなど自然由来による粉じんについては、適切な土地開発や緑地の推進等、総合的な都市環境の整備を図る必要がある。

(3)-4 ダイオキシン類

化学物質等の製造過程や、廃棄物の焼却過程で非意図的に生成するといわれているダイオキシン類については、全国の都市ごみ焼却施設から検出されたとの報道を契機に社会問題化したため、国では、平成12年1月15日に「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行した。これは、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を内容として、新たな枠組みの整備を図るものである。

この中で、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準として、耐容1日摂取量(TDI)を人の体重1kg当たり4ピコグラム以下と定め、大気・

水質・底質・土壌の環境基準を設定している。

これに基づき、県では、各種のダイオキシン類排出抑制対策を進めている。

(3)-5 有害大気汚染物質

指針値を超過した物質や全国平均と比較して濃度が高い物質については、平成15年度に、県と市から発生源と考えられる事業所に対し排出削減の協力要請を行っている。事業者からは改善策が示されており、平成15年度から散水等の飛散防止対策を継続して実施している。ヒ素化合物については、平成18年度から事業者が新たな排出抑制措置を講じた。

(4)大気環境データ

市内の大気汚染の状況については、平成14年5月から県内の大気環境測定局が国の大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）に組み込まれたため、環境省のホームページにより、八戸市内の大気汚染データを1時間ごとの速報値として見る事が出来るようになった。

2) 悪臭の状況

(1)概況

悪臭は、快適な生活環境を損う感覚公害である。

当市は、ほぼ全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、特定悪臭物質は昭和47年5月に5物質が指定されて以来、昭和51年10月に3物質、平成2年4月に4物質、更に平成6年4月には、10物質が追加され、現在は22物質となっている。

平成8年4月、規制地域と規制基準の見直しが行なわれ、規制地域についてはB地区を一般の規制地域に変更し、特定悪臭物質22物質の規制基準値については臭気強度2.5に対応するものとなった。

八戸市は平成13年4月1日から特例市に移行したことに伴い、これまで県が行ってきた悪臭物質の規制基準並びに地域指定に関する事務が市に委譲となった。

なお、平成2年12月に、八戸市悪臭発生防止指導要綱を制定し、嗅覚測定法による監視・指導も併せて実施している。主な悪臭発生源としては、畜産農場、パルプ・製紙工場、フィッシュミール工場等があり、これら発生源については監視・測定を行い、脱臭設備の整備等の改善指導に努めている。

(2)状況

(2)-1 畜産農場及び堆肥化施設

当市の美保野・金浜地区には、大規模な養豚場・養鶏場が立地しており、養豚業2農場で豚約3万頭、養鶏業4農場で、約130万羽が飼育されている。また、ふん尿等の堆肥化施設が2施設稼働している。

これらの事業場の近くには、文教施設、医療施設、住宅等が隣接しているため、地元住民をはじめ、隣接する階上町住宅団地等からも、春先から夏にかけて悪臭の苦情が寄せられている。

これら畜産農場及び堆肥化施設については、八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく嗅覚測定法による悪臭の測定を行い、指導を行っている。

(2)-2 パルプ・製紙工場

当工場は、工業専用地域に立地しており、周辺に人家はないが遠隔地に影響を及ぼす発生源であるため、公害防止協定を締結し、自主測定等を義務づけている。

(2)-3 フィッシュミール工場

平成21年の八戸港の水揚げ数量は、約14万トンで、フィッシュミール工場の主な原料であるイワシ、サバの漁獲量は約28%程度である。

また、水産飼料生産額は約10億円と、水産加工生産額約313億円に占める割合の約3%前後で推移している。

平成19年度江陽地区の飼料工場が廃止したため、現在、フィッシュミール工場は市川地区の水産加工団地で2工場が間欠操業している。なお、苦情はよせられていない。

(3)測定結果

嗅覚測定

八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づき、敷地境界線、気体排出口において測定を行っている。平成21年度は、10事業場について悪臭測定を行い、指導基準値を超過した3業場に悪臭防止のための改善対策を指導した。（資料表2 - 1）

(4)悪臭防止対策

畜産農場及び堆肥化施設については、ふん尿等を継続的に搬入した土壌還元場が悪臭の主な発生源となっていた。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年11月1日に施行されてからは、ふん尿の堆肥化が進み、土壌還元場への搬入が順次減少し、平成15年度をもって停止した。

このようなことから、土壌還元場が原因の悪臭苦情は寄せられておらず、悪臭は改善されつつあるが、今後畜舎や堆肥化施設の適正な管理が行われるよう指導していく。

パルプ・製紙工場では、低臭気型回収ボイラーで臭気ガス燃焼処理を行っているが、今後も随時立入り調査を実施し、監視指導に努めていく。

2 清らかな水の保全

水環境の状況

(1)概況

市域内を流れる河川では、新井田川、馬淵川、五戸川、奥入瀬川の主要4河川が環境基準の類型指定を受けている。

河川の水質は、市が新井田川、五戸川、浅水川の3河川を、国が馬淵川を、青森県が奥入瀬川をそれぞれ水質測定計画に基づき測定している。

海域は、八戸前面海域、南浜海域が環境基準の類型指定を受けており、全16地点を市が測定している。(資料図3-1)

平成21年度は、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)海域の水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)とともに、全地点で環境基準を達成した。(資料表3-1)

地下水は貴重な水資源の一つであり、産業活動や市民生活に広く利用されているが、有機塩素化合物などの有害物質による地下水汚染が全国的にも問題となっており、市では平成21年度地下水の水質の測定に関する計画に基づき調査を実施した。

水質汚濁の発生源の主なものは、基幹産業である水産加工場の他、臨海部に立地している大規模工場群からの事業場排水、さらには一般家庭からの生活排水等が考えられ、工場・事業場に対しては、法令及び公害防止協定に基づく立入検査を随時実施し、監視・指導に当たっている。

生活排水については、平成5年12月15日に新井田川河口水域が県から「生活排水対策重点地域」に指定され、市は平成7年3月に「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」を策定し、平成18年度には第二次計画を策定した。

(2)公共用水域の監視

(2)-1 河川

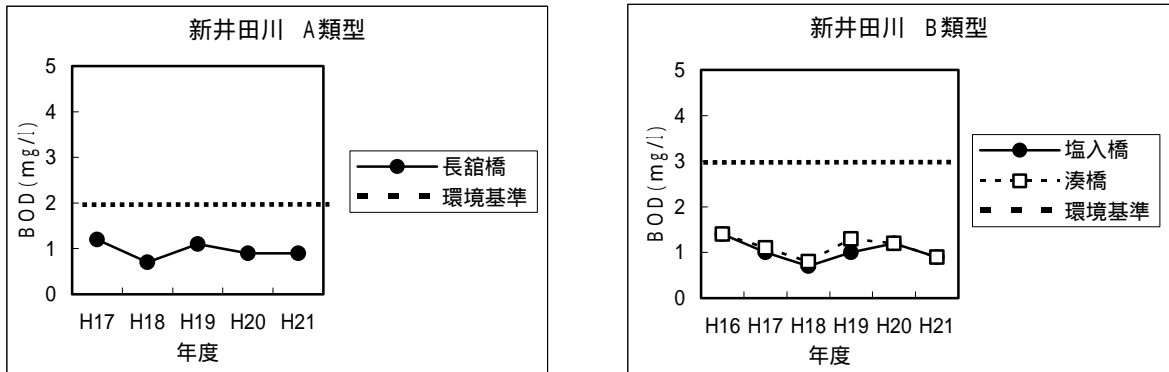
新井田川

新井田川は岩手県久慈市多々良山に源を發し、軽米町で雪谷川と合流し、青森県境を経て、当市東部の市街地を流下する流路延長約78.1キロメートル、流域面積約585.4平方キロメートルの二級河川で、このうち当市流路延長は31.2キロメートルである。当河川は平成15年度に世増ダム(青葉湖)が完成し、平成16年春から農業用水・発電に利用されている。

当市管内における環境基準の類型は、長館橋から上流がA類型(BOD 2mg/L以下)、下流がB類型(BOD 3mg/L以下)となっており、環境基準点におけるBODは平成2年度以降環境基準を達

成している。

図 - 1 新井田川のBOD経年変化



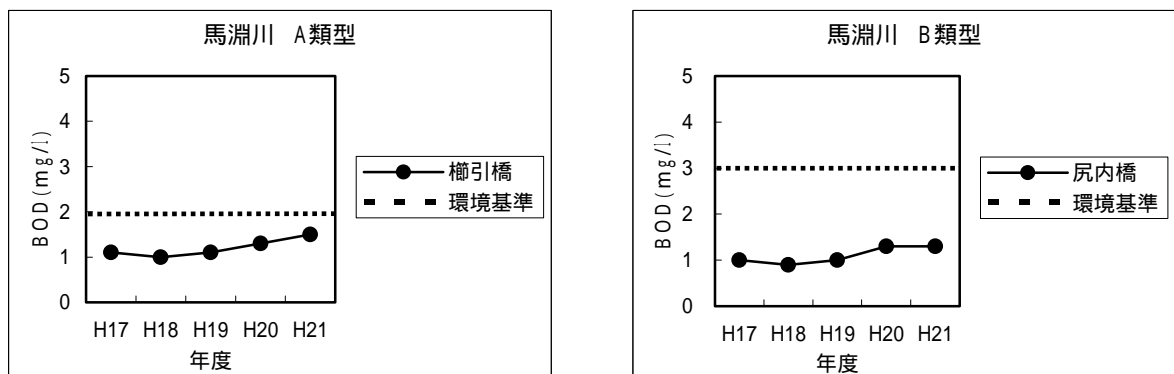
馬淵川

馬淵川は岩手県岩手郡葛巻町袖山に源を発し、多くの支川を合流しながら、岩手県北部と青森県南部を流下する幹線流路延長142.4キロメートル、流域面積は3市6町にまたがる2,054.6平方キロメートルの二級河川で、このうち当市域流路延長は19.2キロメートルである。

当河川は、流域の上水道、農業用水、工業用水、発電等に広く利用されている。

当市管内における環境基準の類型は、櫛引橋から上流がA類型、下流がB類型となっており、環境基準点におけるBODは昭和58年度以降環境基準を達成している。

図 - 2 馬淵川のBOD経年変化



五戸川

五戸川は新郷村の迷ヶ平に源を発し、五戸町を経て、当市北部を流下する流路延長50.7キロメートル、流域面積242.8平方キロメートルの二級河川で、このうち当市域流路延長は5.8キロメートルである。

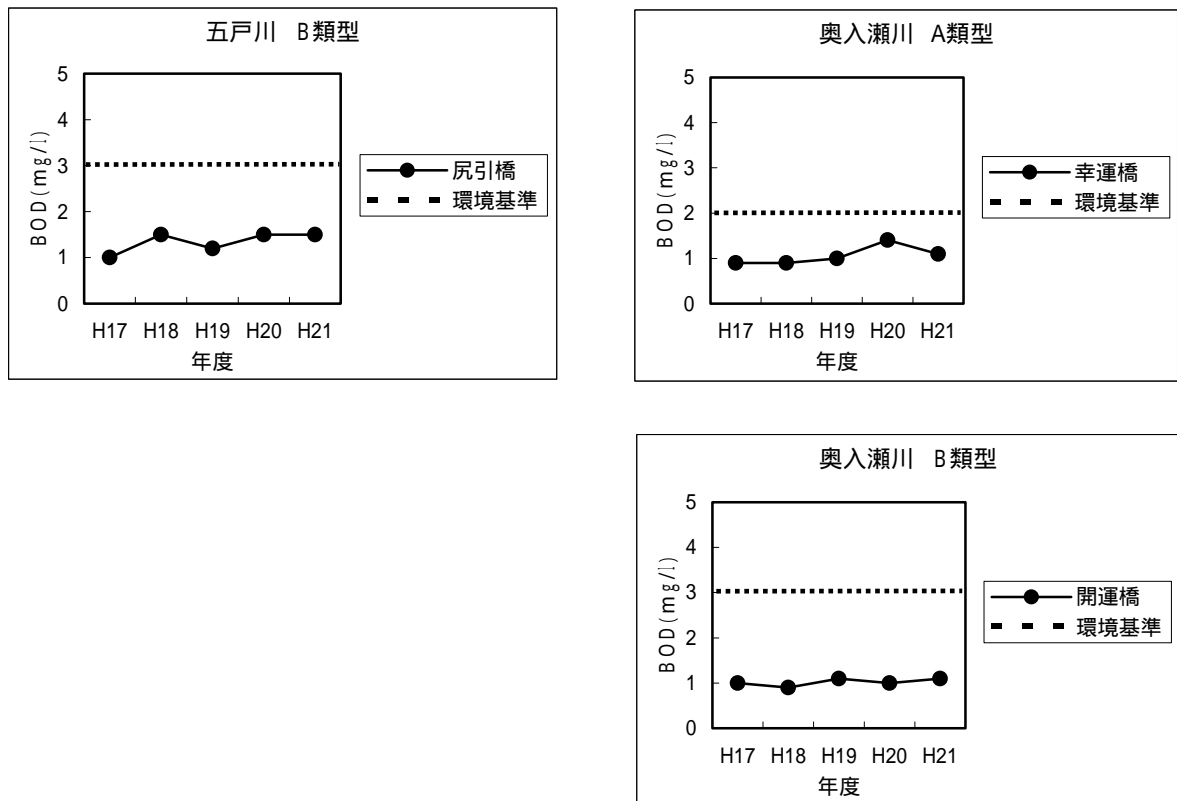
当市管内における環境基準の類型はB類型で、BODは昭和49年度以降環境基準を達成している。

奥入瀬川

奥入瀬川は十和田湖に源を發し、当市北部とおいらせ町の境を流下する流路延長約70.7キロメートル、流域面積約819.9平方キロメートルの二級河川である。

当市管内における環境基準の類型は、幸運橋から上流がA類型、下流がB類型となっており、BODは昭和61年度以降環境基準を達成している。

図 - 3 五戸川、奥入瀬川のBOD経年変化



(2)-2 海 域

八戸前面海域

八戸前面海域には奥入瀬川、五戸川、馬淵川、新井田川と臨海部に立地するパルプ・紙製造業、非鉄金属製造業等の大規模工場の排水が流入している。

環境基準の類型は工業港(1)～(3)がC類型(COD 8 mg/L以下)、海域甲(鮫、白銀前面)及び海域乙(北沼前面)がB類型(COD 3 mg/L以下)、海域丙(北防沖、蕪島沖)がA類型(COD 2 mg/L以下)となっている。

CODは、全地点で環境基準を達成した。

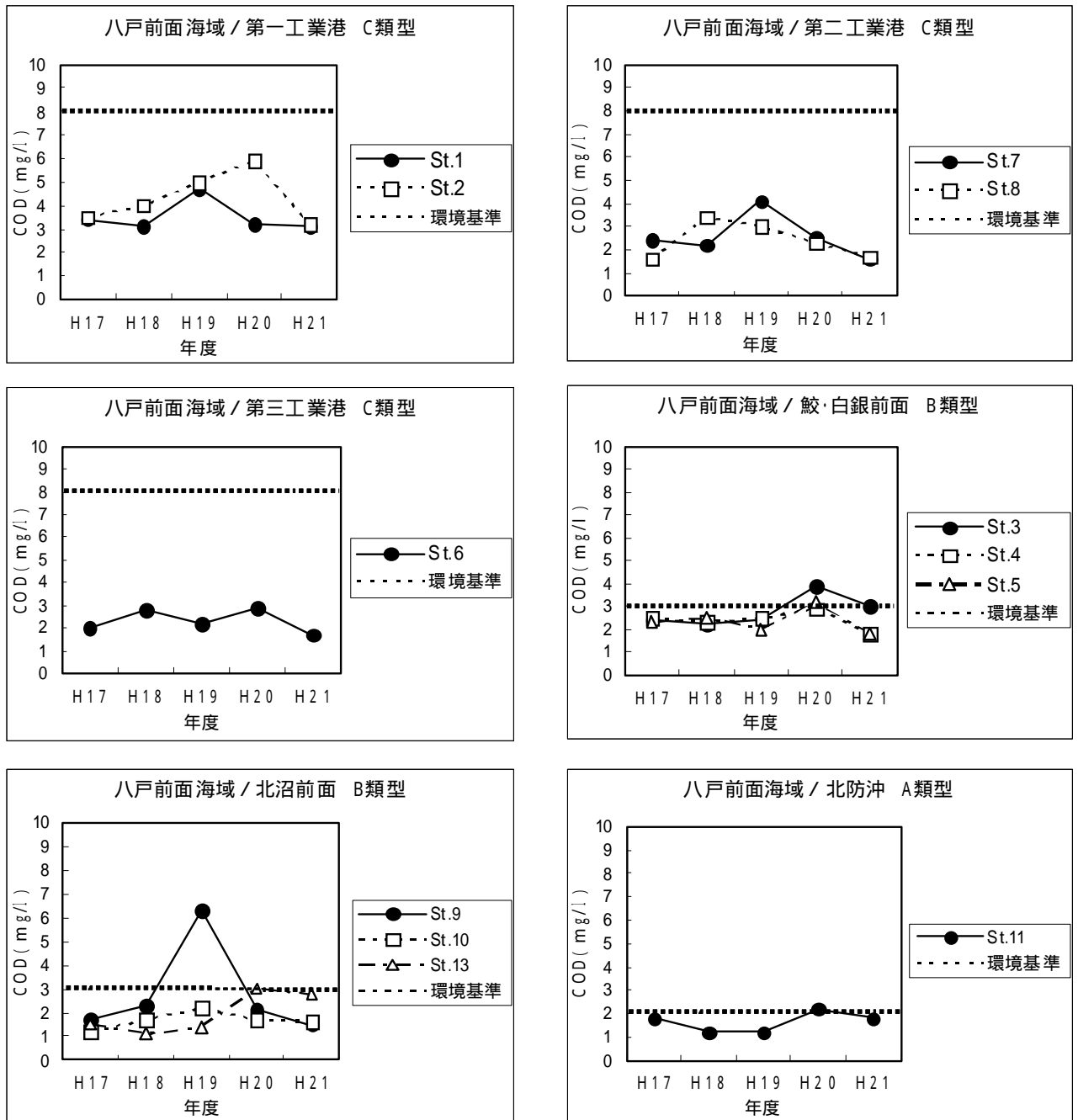
南浜海域

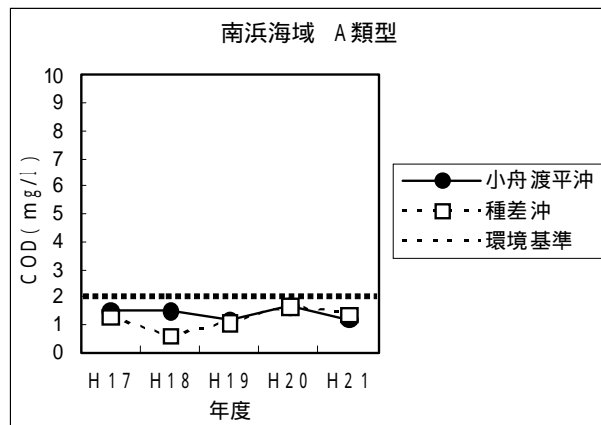
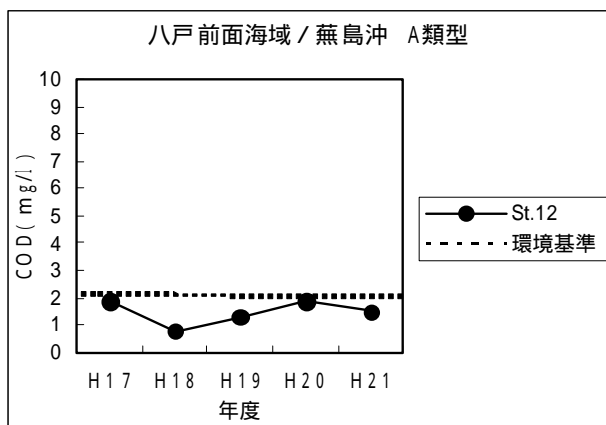
南浜海域は主たる汚染源もなく環境基準は全域A類型である。CODは、平成11年度以降環境基準を達成している。

測定地点のCODの推移

平成17年度から平成21年度までの経年変化は次のとおりである。

図 - 4 海域のCOD経年変化





(2)-3 底 質

新井田川と馬淵川及び八戸前面海域 5 地点で底質の調査を実施している。

重金属類については工業港が総じて高い傾向にあるが、概ね昨年度と同様の値を示している。(資料表 3 - 2)

(2)-4 地下水

八戸市では地下水の水質を常時監視しており、平成21年度は10月下旬から11月中旬にかけて地下水のサンプリングを実施した。調査は、市内の全体的な地下水質の把握を目的とする「概況調査」を5地点、20年度の概況調査等で有害物資が検出された地点の周辺を調査する「汚染井戸周辺地区調査」を53地点、汚染が確認された井戸等の経年変化を確認する「継続監視調査」を35地点でそれぞれ実施した。

その結果、市内の3地点で揮発性有機塩素化合物が環境基準を超過した。また、19地点で硝酸性窒素が環境基準を超過した。(資料表 3 - 3) これらの基準超過地点については、22年度も調査を継続して行い、経年変化等を確認する予定である。

(2)-5 水浴場調査

八戸市白浜海水浴場、八戸市蕪島海水浴場の開設前及び開設中の水質調査を実施している。

八戸市白浜海水浴場について、開設前は水質 A A の「適」、開設中は水質 B の「可」であった。

八戸市蕪島海水浴場について、開設前、開設中ともに水質 B の「可」であった。(資料表 3 - 4)

なお、蕪島海水浴場は平成 14 年度以降開設を見送り、平成 16 年度から海浜公園として利用していたが、今回の開設前の結果をふまえ、平成 21 年度より水浴場が開設されている。

(2)-6 化学物質

ダイオキシン類調査結果

県では一般環境中の河川、海域、地下水、土壌におけるダイオキシン類の汚染状況を把握するためダイオキシン類環境調査を実施しているが、平成21年度はいずれも環境基準を下回っている。(資料表3 - 5)

環境ホルモン分析結果

県では河川、湖沼、海域の水質・底質において環境ホルモン調査を実施している。平成21年度は馬淵川の水質及び底質について行い、その結果はいずれも環境省が実施した過去5年間における全国調査結果の範囲内であった。(資料表3 - 6)

(2)-7 水質事故

平成21年度における水質事故は、河川及び海域等における油漏れ事故が1件となっている。発生原因としては、事業場の油供給配管の破損に伴う流出である。

(3)水質汚濁防止対策

奥入瀬川河口左岸から鮫岬北端に至る地先海域、及びこれに流入する公共用水域に排出する工場・事業場については、県条例に基づく上乘せ排水基準により規制強化が図られている。

平成21年度は、八戸前面海域の全地点で環境基準を達成したが、今後とも工場・事業場に対して、きめ細やかな監視・指導を図っていく。

(3)-1 工場・事業場の排水監視

水質汚濁防止法、青森県公害防止条例、公害防止協定に基づき、平成21年度は116事業場等に立入検査を行った。その結果、延べ3事業場に対し排水基準不適合に伴う改善指導を行った。また、14事業場等に対し届出義務不履行に伴う指導を行い、改善対策及び届出がおこなわれた。(資料表3 - 9)

(3)-2 工場・事業場の届出・報告状況

当市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場は406事業場あり、そのうち日間排水量50立方メートル以上の規制対象事業場は71事業場となっている。(資料表3 - 8)

また、平成21年度の水質汚濁防止法、青森県公害防止条例、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に伴う届出受理件数は合計56件、公害防止協定、排出水等自主測定実施要領に基づき69事業場から測

定結果の報告があった。（資料表3 - 10）

(3)-3 新井田川河口水域生活排水対策推進計画

平成2年6月に水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策を推進するための制度的枠組みが法体系の中に組み込まれた。この中で、国、県及び市町村の責務が明確にされ、国民においても生活排水対策についての心がけ、努力の規定が定められた。

青森県では、新井田川的生活排水対策を推進することが特に必要である河川として、新井田川河口水域のうちの河口海域及び新井田川の流域を生活排水対策重点地域に指定（平成5年12月）した。市ではこれにより、平成7年3月に「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」（計画期間：平成7年度から平成16年度）を策定した。本計画は、各家庭での汚濁負荷量削減を、下水道等の処理施設整備と並ぶ生活排水対策の大きな柱としてとらえ、その啓発・普及活動及び施設整備の推進計画を示したものである。平成18年度は平成22年度までを目標年次とする新たな二次計画を策定した。

(3)-4 公共下水道・農業集落排水施設整備事業

平成21年度末における八戸市公共下水道の整備状況は、人口普及率52.8%（行政人口241,928人に対する割合）、処理面積は2,977ヘクタールとなっている。馬淵川以東では、長者・三八城・小中野（以上合流式）、城下・類家北・類家中央・類家南・小中野北・沼館・売市・根城・是川団地・旭ヶ丘団地・新都市・湊・館鼻・白銀・大久保・鮫・新井田・糠塚（以上分流式）、馬淵川以西においては、石堂・河原木・多賀台団地・下長・市川・尻内・長苗代の各地区で下水道の利用が可能である。

農業集落排水事業は、4地区で事業が完了している。各地区の処理人口は、一日市地区1,120人、豊崎地区1,733人、市野沢地区1,205人、島守地区1,223人となっている。

(3)-5 浄化槽対策

公共下水道事業認可区域外における平成21年度の合併処理浄化槽新設数は240基であった。

市では生活排水による公共用水域の汚濁防止対策の一環として、合併処理浄化槽の普及促進を図っているが、全体的にはまだ単独処理浄化槽が大多数を占めている。

このような中で、平成17年5月に浄化槽法の一部が改正され、公共用水域の水質保全の立場から、し尿及び雑排水を適正に処理すること、浄化槽からの放流水の水質基準がBOD20mg/L、及びBOD除去率90%以上

と規定された。

今後は合併処理浄化槽の普及促進はもとより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を積極的に図る必要がある。具体的には「きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金交付事業」による公共下水道事業認可区域外の生活排水処理対策として、一般住宅の汲み取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えを行う者に対し整備補助金を交付している。平成21年度の補助基数は65基であった。

(3)-6 その他の活動

馬淵川の水質汚濁防止対策として、国土交通省をはじめ青森・岩手の両県及び流域市町村による「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置しており、河川浄化のための各種事業を行っている。

- ・ 想定通報演習（平成21年4月23日、沿川市町村参加）
- ・ 川をきれいにする図画コンクール（17校、184点応募）

その他、「ほたるの里づくり」事業を実施している白銀南公民館からの依頼を受け、勘助川流域の水質調査を行った。（資料表3 - 7）

3 健全な土壌の保全

土壌汚染の状況

概況

近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化している。これら有害物質による土壌汚染は、放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されるが、土壌汚染対策に関する法制度は、昭和45年12月に制定された農用地の土壌の汚染防止等に関する法律以外には整備されていなかった。

そのため国では、有害物質等による土壌汚染対策のため、土壌汚染対策法を平成14年5月29日に公布、平成15年2月15日に施行した。その後、土壌汚染の調査機会等が拡充された改正法が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日から全面施行されている。

法対象の有害物質(特定有害物質)としてカドミウム等25物質が指定されており、平成21年度末現在、20事業場において特定有害物質が使用等されている。これらの事業場に設置された有害物質使用特定施設が廃止される際は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を八戸市長に報告しなければならない。

また、法改正により、3,000 m²以上の土地の形質変更を行う際、市長が形質変更予定地の掘削部分に土壌汚染のおそれがあると認めた場合は、その部分についても土壌汚染状況調査を実施することが新たに規定されており、汚染のおそれを事前に確認するため、該当する工事を行う際は着手の30日前までに届出を行う義務も併せて定められている。

土壌汚染状況調査の結果、指定基準(土壌溶出量基準または土壌含有量基準)を超過して特定有害物質が検出された場合は、その土地の区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定し、公示することになるが、平成21年度末現在、指定区域の指定は行っていない。(資料表6)

4 静穏な生活の確保

騒音・振動の状況

(1)概 況

騒音・振動は、各種公害の中でも日常生活にもっとも身近な公害であり、その発生源も多種多様である。

当市は、道路、鉄道、港湾、空港が結節する交通の要衝であり、自動車交通量が多く、さらに東北縦貫自動車道八戸線は、全国有数の水揚げを誇る八戸港の水産物の輸送や北海道と首都圏を結ぶルートとして重要であり、市内を通過する大型貨物車等は今後とも高水準で推移するものと予想される。

また、平成13年4月1日から特例市となり、騒音・振動規制区域や規制基準の設定及び自動車騒音常時監視の事務が新たに委譲されたことから、規制区域や規制基準について告示して生活環境の保持に努めるとともに、自動車騒音常時監視、環境騒音等の測定を実施し、実態の把握に努めている。

騒音・振動に対する苦情内容をみると、騒音・振動規制法及び県条例の規制を受けない事業活動、規制対象外の建設作業及び日常生活に起因する近隣騒音、また道路交通振動等が多くを占めていることから、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、適宜、立入調査を実施するなど、生活環境の保全に努めていく必要がある。

(2)状 況

(2)-1 自動車交通騒音

市では、平成16年度から地理情報システムを使用し、対象となる路線において環境基準を達成した戸数及びその割合で評価している。平成21年度の調査は、市内の主要幹線道路11路線計28区間において行った。

調査対象路線区間の道路端から両側50mの範囲内にある合計7,808戸の住居（商店・事務所専用の家屋・ビルは除く）について調査を行った結果、昼間・夜間とも環境基準値以下の住居は7,519戸（96.3%）、昼、夜のいずれか、あるいは昼夜とも環境基準を超過した住居は289戸（3.7%）であった。（資料表4 - 1）

平成17年度から平成21年度までに合計16,145戸の住居（ただし、商店・事務所専用の家屋・ビルは除く）について評価を行い、昼間・夜間とも環境基準以下の住居は15,591戸（96.6%）、昼、夜のいずれか、あるいは昼夜とも環境基準を超過した住居は554戸（3.4%）であった。

(2)-2 道路交通振動

主要幹線道路沿線の自動車による振動の実態を把握するため、10地点で測定を実施したところ、全て総理府令で定める要請限度以下であり、特に問題となる振動レベルではなかった。（資料表4 - 2）

(2)-3 環境騒音

環境騒音については、環境基本法に基づき「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」として、「騒音に係る環境基準」が定められている。

このことから、市では騒音規制地域内における生活環境の実態を把握するため、16地点（A及びB類型(住居系地域)13地点、C類型(商・工業系地域)3地点）の環境騒音の測定を行った。（資料表4 - 3）

測定結果において、一般地域（道路に面しない地域）については、16地点全てにおいて環境基準に適合した。

(2)-4 航空機騒音

昭和60年10月に、工業専用地域等一部を除きほぼ市全域が「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定を受けて以来、地域の実態を把握するため測定を実施している。類型（住居専用地域）2地点、類型（類型以外の地域）4地点の計6地点について測定を実施したところ、全地点で環境基準に適合した。（資料表4 - 4）

(3)騒音・振動対策

(3)-1 工場・事業場

法令及び県条例に基づく特定施設を有する発生源に対しては、監視の強化に努めるとともに、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損われる場合には、作業方法の変更、施設の改善等の指導を行っている。（資料表4 - 5 ~ 4 - 6）

また、新規立地工場については、周辺的生活環境へ影響を及ぼさないように事前指導を行っている。

(3)-2 建設作業

法律に定める特定建設作業については、住民への事前説明等を徹底するよう指導するとともに、基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損われる場合は、作業時間の制限及び騒音・振動防止の方法等の改善指導を行っている。（資料表4 - 7）

また、パトロール等による監視指導を強化し、住民の生活環境の保全に努めている。

(3)-3 自動車交通騒音・振動

交通流対策として、バイパス、環状道路をはじめとする道路網を体系的に整備し、道路交通を分散・円滑化するとともに、交通管制システムの整備の一環としての信号機の高度化及び駐車場の整備等により交通混雑を緩和し、環境負荷の軽減を図っている。

また、道路構造改善対策として、道路の整備に当たっては、適切な舗装による路面の維持補修及び段差の解消に努めるとともに、交通渋滞の著しい交差点については、道路の拡幅、右折レーン設置等の交差点の改良を推進する。

沿道の環境保全として植栽等による沿道の緑化を推進するとともに、道路とその沿道の土地利用との調和を図る必要がある。

(3)-4 航空機騒音

発生源対策

飛行場周辺における環境基準の地域類型の指定は昭和60年10月12日に行われた。今後とも監視測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。

また、消音装置の設置による音源対策や夜間における訓練飛行の自粛など運行対策が実施され、騒音の低減化が図られているが、今後これらの方策を継続する必要がある。

防音対策等

飛行場の航空機騒音に対しては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、防衛省が住宅の防音工事の助成等各種施策を実施している。

5 その他全般に関連するもの

1) 地盤沈下の状況

(1)概況

当市では、過去に臨海部や馬淵川右岸を中心として、地下水の過剰揚水が原因と考えられる地下水の塩水化現象がみられた。

また、内陸部の軟弱地盤地域においては不等沈下による家屋の傾斜、地下埋設物の破損等の被害が局地的にみられるとともに、都市開発の進行している近郊においても地盤沈下傾向が認められた。

このため、当市では昭和 49 年度から水準測量を、昭和 52 年度からは観測井による地下水位変動等の調査を継続実施し、地盤沈下の監視に努めている。

(2)調査の概要

(2)-1 水準測量

当市の水準測量は、国土地理院の指導を受け、水準点総数 65 点、総延長距離 88km の水準路線網を組んで実施しており、平成 20 年度は、従来の路線から水準点総数 49 点、総延長距離 66km と路線を縮小し、平成 20 年 9 月 3 日～平成 20 年 12 月 31 日に測量を実施した。平成 21 年度は実施していない。平成 23 年度に実施予定である。

(資料表 5 - 3)

(2)-2 観測井調査

市内 7 地区に 8 本の観測井を設置し、地下水位と地盤変動の通年観測を行っている。(資料表 5 - 2)

(3)観測井調査結果

(3)-1 地下水位

各観測井とも年間を通して変動を繰り返しているが、降水量の影響による自然変動と考えられる。なお、平成 21 年度の観測データの解析は、平成 23 年度に行う予定である。

(資料表 5 - 4、資料図 5 - 1、5 - 2)

(3)-2 地盤変動量

4 - A、4 - B、5、6 及び 7 号井では地下水位観測に加えて、地盤変動の観測も行っている。(資料表 5 - 5)

平成 19 年度は 4 - A 号井が 0.71mm、4 - B 号井が 0.13mm の沈下、

平成 20 年度は 4 - A 号井が 2.59mm 沈下し、4 - B 号井が 0.45mm 隆起した外は 2mm 未満の微小変動であった。累積の変動量では 4 - A 及び 4 - B 号（柏崎二丁目・柏崎小学校）が 29 年間で 200mm を超える沈下を示している。その他の観測井については、大きな沈下は認められない。

なお、平成 21 年度の観測データの解析は、平成 23 年度に行う予定である。

(4)地下水保全活動

八戸地域地下水利用対策協議会

地下水源の保全及び地下水利用の適正化を図ることを目的として、地下水を利用する事業者の賛同を得て、昭和 55 年 8 月に設立され、現在の会員数は 27 団体である。

（主な事業内容）

- ・地下水位及び水質調査解析（対象井戸 8 本）

(5)地盤沈下防止対策

地盤沈下は、ひとたび発生すれば復元は不可能に近く、これによって被る社会的損失は、はかり知れないものがある。当市では、これまで広域的な地盤沈下は認められていないが、市街地周辺部の開発とともに地盤沈下の発生が懸念されるため、水準測量、観測井調査等を継続実施していく。また、平成 11 年 4 月に「八戸市地下水採取の届出に関する要綱」を施行して、市内の揚水設備に係わる設置状況の把握に努めている。

平成 22 年 3 月 31 日現在

届出事業場数：55、井戸本数：94

2) 公害苦情の状況

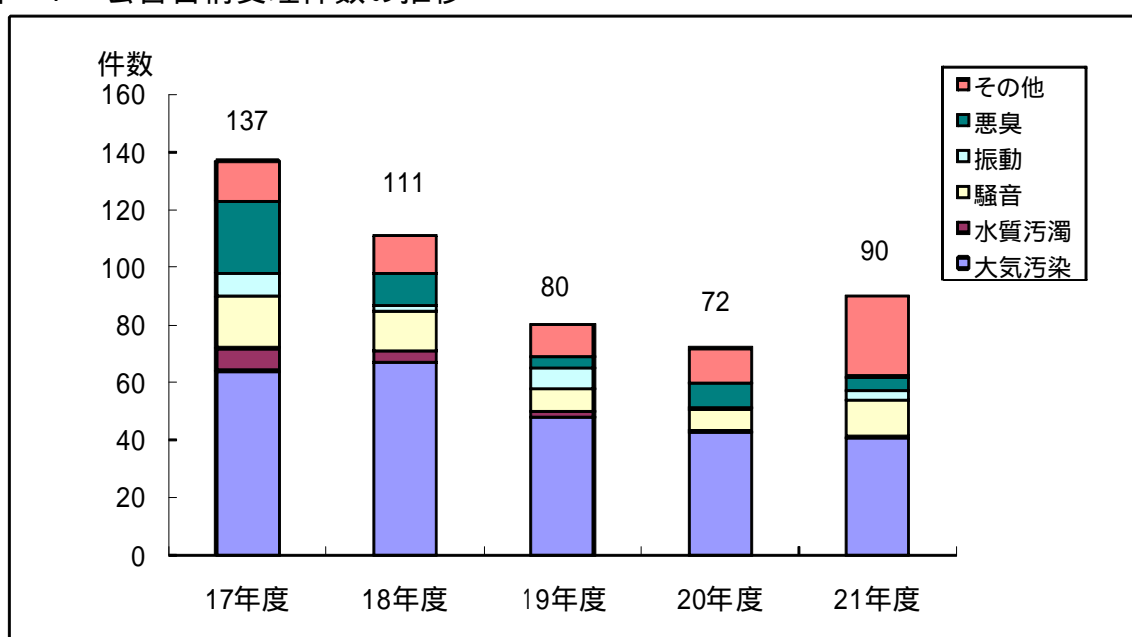
(1) 概況

ここでは、主として典型7公害に関する苦情の処理についてまとめている。平成21年度の公害苦情受理件数は90件であった。(図-1、資料表7-1)

公害苦情の処理は、公害紛争処理法第49条(苦情の処理)、八戸市公害防止条例第12条及び八戸市公害苦情相談員規程に基づき、主として「発生源に対する行政指導」により、その解決に努めている。

また、苦情の内容が県の事務に属するものについては、八戸環境管理事務所などの協力を得て指導している。

図-1 公害苦情受理件数の推移



(2) 公害の種類別苦情件数

公害苦情の種類別内訳をみると、大気汚染が最も多く41件(全苦情の約46%)、次いで騒音13件(同14%)、悪臭5件(同6%)の順であった。(図-2)

(3)発生源別苦情の主な内容とその件数

(3)-1 大気汚染

事業場や一般家庭における草木やごみ等の焼却に係るものが40件あり、事業場の排ガスに係るものが1件であった。

(3)-2 騒音

工場・事業場の機械音や作業音に係るものが5件、工事・建設作業の重機や作業音に係るものが3件、飲食店等の営業に係るものが4件、原因不明のものが1件であった。

(3)-3 振動

工事・建設作業の重機や作業振動に係るものが2件、自動車振動に係るものが1件であった。

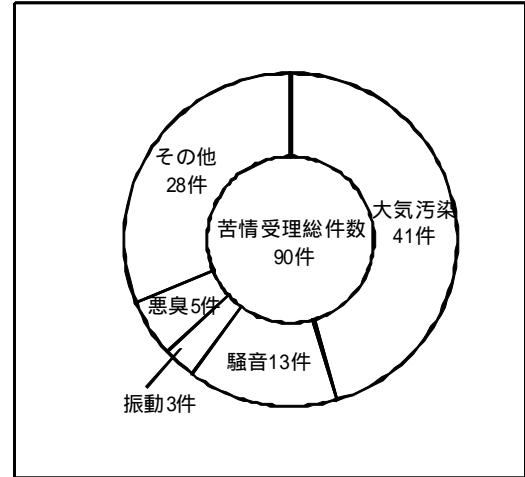
(3)-4 悪臭

畜産業、漁業、小売業に係るものが各1件、家庭生活などに係るものが2件あった。

(3)-5 その他

水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染に関する苦情については申し立てがなかったが、生活排水や汚水等に係るものが28件であった。

図 - 2 公害苦情受理件数の種類別内訳



(4)用途地域別苦情件数

都市計画法に基づく用途地域別の苦情件数をみると、住専地域と住居地域を併せて49件であり、市街化調整区域は23件であった。また、主な種類別内訳は大気汚染に係るもので占めている。

3) 公害防止協定

公害防止協定は、公害の未然防止を図り、市民の健康保護と環境の保全を図るために地方公共団体と工場・事業場との間で締結されるもので、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に合ったきめ細かな公害防止対策が実行できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められる時にそれを補完するものとして有効であるなどから、その機能が重要視されて全国的に普及している。

環境基本法により定められた環境保全目標を達成するために、大気汚染物質の総量や総排水量の規制、法に基づく濃度規制に係る上乘せ、施設の設置に係る事前協議規定、改善の指示等を内容とする協定を、県及び市と事業者の、いわゆる三者協定として15社（表 - 1）と締結している。

また、市と事業者との二者協定を29社（表 - 2）と締結しており、三者協定と合わせて公害防止協定締結工場・事業場は44社となっている。

表 1 県及び市との公害防止協定締結工場 15社 （平成22年11月末現在）

事業場名	業種	締結年月日 (改正)	事業場名	業種	締結年月日 (改正)
東北電力(株) 八戸火力発電所	電気業	S52. 4.23 (H18. 5.15)	八戸セメント(株)	窯業	S53.11.11 (H21.4.22)
三菱製紙(株) 八戸工場	パルプ紙 製造業	S53.11.11 (H16.6. 4)	東北グレーン ターミナル(株)	飼料 製造業	S56. 7.14 (H8. 3.29)
八戸製錬(株) 八戸製錬所	非鉄金属 業	S53.11.11 (H19. 7.20)	伊藤忠飼料(株) 中部飼料(株)		
大太平洋金属(株)	鉄鋼業	S53.11.11 (H21.10.28)	東北飼料(株) 日和産業(株)		
コープケミカル (株)八戸工場	化学肥料 製造業	S58. 4.14 (H22.11.18)	北日本くみあい 飼料(株)		
日東石膏ボード (株)	窯業	S53.11.11 (H8. 3.29)			
東京鐵鋼(株) 東北東京鐵鋼(株)	鉄鋼業	S53.11.11 (H20.12. 3)	(株)大太平洋エネ ルギーセンター		

表 - 2 八戸市との公害防止協定締結工場 29社

(平成22年11月末現在)

事業場名	業種	締結年月日(改正)
合同酒精(株)八戸工場	酒類製造業	S46.7.9(S53.10.31)
住金鉱業(株)	採石業	S48.6.20(S53.10.31)
八戸石材企業組合	"	S49.3.29(S53.10.31)
泉山興業(株)是川採石工場 採石工場	"	S49.3.29(S53.10.31)
東北建材産業(株)仁義山礦業所 是川工場 島守工場	"	S49.3.29(S53.10.31)
中村碎石工業(株)	"	S49.3.29(S53.10.31)
日産石材工業(株)	"	S49.3.29(S53.10.31)
県南石材(有)	"	S49.3.29
三浦商店(株)	"	S49.3.29
(有)田中石灰タンカル工業	窯業	S49.5.8(S53.10.31)
(有)三和石灰鑛業所	"	S49.5.8(S53.10.31)
高周波鑄造(株)	鉄鋼業	S50.2.21(H18.6.9)
(株)十文字チキンカンパニー 大森ファーム	畜産農業	S59.9.1
アルバック東北(株)	非鉄金属製造業	S60.7.31
エムアールシーユニテック(株)	化学製品製造業	S61.10.7(H9.3.1)
階上キューピー(株)	食料品製造業	S63.11.28
北日本鍍金(株)	メッキ業	H2.2.26
シチズンセイミツ八戸(株)	精密機械製造業	H4.3.23(H22.8.10)
東北古河電工(株)八戸工場	電気機械器具製造業	H6.6.23
住友電工電子ワイヤー(株)八戸事業所	"	H6.12.16
(株)ノザワ	産業廃棄物処理	H7.6.30(H14.10.21)
北砲興発(株)	採石業	H8.7.31
多摩川精機(株)八戸事業所	精密機械製造業	H12.11.1
(株)エプソンアトミックス	窯業	H13.1.22
中当建設(株)	産業廃棄物処理	H14.3.13
青森県化製事業協同組合	動物油脂製造業	H15.9.4
三共理化工業(株)八戸工場	動物油脂製造業	H15.9.4
アルバックテクノ(株)八戸事業所	金属製品製造業	H15.10.31
奥羽クリーンテクノロジー(株)	廃棄物処理	H20.5.23

4) 公害健康被害者救済制度

当市は、昭和39年に新産業都市に指定され、水産都市から工業都市へと急速に発展したことに伴い、昭和44年頃から大気汚染が進行し、小中野地区住民を中心に、呼吸器疾患が多く見られるようになった。

市では、八戸地区医療対策協議会の協力を得て、昭和45年から49年までBMR C方式による呼吸器系疾患などの実態調査を実施した。

調査結果では、有症率が比較的高かったため、昭和52年6月1日から「八戸市公害健康被害者の救済に関する条例」に基づき、独自の救済を開始した。

これまでの認定患者数は70名、失効者が57名で、現在13名が補償給付を受けており、昭和62年度以降、新たな認定申請はない。(表-1)

救済資金は、市内に立地する一定規模以上の工場・事業場からの拠出金をもって充てている。

指定地域は、江陽、城下、沼館、新湊、豊洲の全区域、小中野の一部を除いた区域、及び大字湊町のうち東日本旅客鉄道(株)八戸線以北の区域、並びに大字沼館及び大字河原木のうち馬淵川以東の区域である。

表-1 公害健康被害者認定及び失効状況(平成22年12月末現在)

全被認定者数	失効者内訳						現被認定者数
	死亡	治癒	辞退	転出	取消	計	
70	27	4	19	7	0	57	13

表-2 認定患者年齢別分類(平成22年12月末現在)

年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	合計
50~69	0	3	0	0	3
70歳以上	1	9	0	0	10
計	1	12	0	0	13

表-3 障害等級別現況(平成22年12月末現在)

特級	1級	2級	3級	計
0	1	2	10	13

特級 入院を必要とし、かつ、常時介護を必要とする。

1級 常に治療を必要とし、かつ、入院が望ましい。

2級 常に治療を必要とし、かつ、時に入院を必要とする。

3級 常に医師の管理を必要とし、かつ、時に治療を必要とする。

5) 八戸地域県境不法投棄問題対策協議会

(1) 県境不法投棄問題

青森県田子町（11ヘクタール）と岩手県二戸市（16ヘクタール）にまたがる27ヘクタールの原野に三栄化学工業と埼玉県の懸南衛生(株)が共謀して、産業廃棄物約109万立方メートルを不法投棄した、香川県豊島の不法投棄量を上回る国内最大の産業廃棄物不法投棄事件である。

(2) 八戸地域県境不法投棄問題対策協議会における取り組み

八戸市では、県境不法投棄問題の早期解決に向けて、馬淵川流域の関係8市町村（当初12市町村）とその市町村議会、馬淵川沿いの農業団体、漁業団体、土地改良区及び八戸圏域水道企業団とその議会から構成される33団体（当初42団体）を組織し、情報収集や両県に対する要望活動を行っている。

平成21年度の協議会の取り組み

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ・平成21年4月11日 | 第27回 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会傍聴 |
| ・平成21年5月19日 | 総会開催
青森・岩手両県による不法投棄現場の現状についての説明 |
| ・平成21年5月30日 | 第35回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |
| ・平成21年7月18日 | 第36回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |
| ・平成21年7月25日 | 第28回 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会傍聴 |
| ・平成21年9月19日 | 第29回 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会傍聴 |
| ・平成21年9月26日 | 第37回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |
| ・平成21年11月14日 | 第30回 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会傍聴 |
| ・平成21年11月14日 | 第38回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |
| ・平成22年1月23日 | 第39回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |
| ・平成22年2月20日 | 第31回 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会傍聴 |
| ・平成22年3月20日 | 第40回 岩手県原状回復対策協議会傍聴 |



平成21年5月19日 総会の様子

6) 審議会の開催

- (1) 八戸市環境審議会（2回）
- (2) 八戸市廃棄物減量等推進審議会（1回）

7) 「八戸の環境」の作成

平成21年版「八戸の環境」を300部作成。

第2節 「人と自然環境との共生」の実現に向けて

1 生物の多様性の確保

1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保護事業

ウミネコが繁殖するための環境と景勝地としての環境を良好に保つため、島内の草刈(2ha)や監視等を実施している。



ウミネコ雛鳥

2) 鳥獣保護

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を保持していく上で不可欠なものである。

- ・鳥獣保護区 3箇所 5,018 ha
- ・休猟区 1箇所 2,072 ha
- ・鳥獣保護員 3名

<平成21年度有害鳥獣捕獲状況>

ドバト 95羽 ハシブトガラス 3羽
ハシボソガラス 8羽

2 海・山・川の保全

(1)概況

八戸市は、農用地・宅地・工業地の開発などに伴い人手の加わっていない自然の森や草原が少なくなったが、当市には名勝「種差海岸」や天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」、青森県指定の緑地保全地域「龍興山」などの優れた自然環境や自然景観地が残っている。

(1)-1 青森県緑地保全地域

名称	面積	指定年月日
龍興山 (りゅうこうざん)	17.15 ha	S51.3.13
概況		
龍興山神社を祭る小山中、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地		



龍興山
(りゅうこうざん)

(1)-2 自然公園

ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島から岩手県境までの美しい海岸線と階上岳一帯の 2,406ha（八戸市 242ha、階上町 2,164ha）が県立自然公園に指定されている。

自然公園の概要

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

県立自然公園名	指定年月日	面積	保護規制計画				
			特別地域				普通地域
			第1種	第2種	第3種	計	
種差海岸階上岳	S28.6.10	ha 2,406	ha 68	ha 132	ha 2,156	ha 2,356	ha 50



蕪島



種差海岸

(2)環境保全に係る啓発

安全で快適な環境づくりを進めるためには、市民の理解と協力が不可欠なため、環境月間等を通じて環境保全の啓発活動に努めている。

(2)-1 こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児から高校生が地域環境や地球環境について学習するクラブとして平成7年度から環境省が支援しているものである。平成21年度は、市内で8クラブ、358名の子どもたちが登録し、「みんなのパワーで『すつつぷ温暖化』」をテーマとして環境問題についてそれぞれ活動を行った。

(2)-2 環境月間

環境月間（6月）中、各種行事を実施している。（表 - 1）

(2)-3 子ども水質探検隊

子ども水質探検隊は、子どもの環境教育の一環として平成7年度から実施している。主な活動としては、生活排水の流れ込む水路や新井田川の水質調査を行っており、平成21年度には、ガールスカウト青森県支部（児童8名）と共同で南郷区の世増ダムを訪ね、普段見慣れている新井田川の様子や水質を比較することにより、生活排水対策の必要性について学習した。



子ども水質探検隊

(2)-4 環境学習会

近年、小中学校の総合学習で「環境」を取り上げる学校が増えている。市では環境意識の高揚を図るために、要請に応じて職員が地域・学校に出向き、環境学習会を行っている。また平成 19 年度からは新たに小学校対象で屋外環境学習会を開催している他、ボランティアにも参加していただいている。

平成 21 年度 市内小学校（出前 12 校 14 回、屋外 7 校 7 回）

(2)-5 その他

広報はちのへの掲載

環境月間、3 R、地球温暖化の防止等について掲載し意識啓発を行った。

表 - 1 平成 21 年度環境月間実施行事

行 事 名	内 容	場 所	期 日
水質汚濁防止法による特定事業場立入り調査	立入検査を行い、排出水の監視・指導を実施	湊、白銀、鮫	6月 1日 ～ 30日
環境騒音調査	市内全域にわたる騒音の実態調査を実施	湊高台ほか	6月 1日 ～ 30日
悪臭パトロール・調査	悪臭発生防止対策の推進と環境保全について指導するとともに嗅覚測定法により調査を実施	畜産事業場ほか	6月 1日 ～ 30日
段ボールコンポスト講習会	ごみの減量・堆肥化する方法「段ボールコンポスト」の実物を持参し、講習会を実施	小中野公民館	6月25日
せせらぎウォッチング (水生生物調査)	河川水質と生き物との関わりを調べ、環境を大切にすることを目的に実施(21年度は城北小学校5年生対象)	松館川 階上町 ふる里河川公園	6月 1日
新井田川河川敷の清掃と花壇の整備	新井田川をきれいにする会により散乱ごみの収集処理及び花壇の整備を実施	新井田川河川敷	6月14日
環境月間特別企画 「エコツアー」	一般公募した市民11名と環境マイスター大石さんが廃熱エネルギーを利用したアワビの稚貝等飼育施設と食品リサイクル工場を見学	(社)青森県栽培 漁業振興協会、 佐々木総業(株)	6月25日
環境学習会	自然の大切さと、環境に配慮した生活を実践してもらうために学習会を実施	白銀小学校 根岸小学校 旭ヶ丘小学校 明治小学校 多賀台小学校 下長小学校	6月11日 6月12日 6月13日 6月20日 6月26日 6月30日



3 自然とのふれあいの促進

1) 市民の森 不習岳（ならわずだけ）

市民生活の保健休養、レクリエーションの場とし、併せて水資源のかん養と自然林の保全を図るため、昭和 53 年に開設した。

山頂の展望台からは、天気の良い日には八戸市内や太平洋、階上岳や折爪岳、名久井岳、さらには遠く八甲田連峰までを望むことができる。また、季節ごとに山は様子が変わるため、春は桜、夏はキャンプやハイキング、秋は紅葉狩りや栗拾いを楽しむ人々で賑わっている。

所在地 青森県八戸市南郷区大字島守地内 面積 96ha 頂上標高 375m
山開き期間 4月1日から11月30日（平成21年度）
主な施設 管理棟（1棟）、副管理棟（1棟）、展望台（1基）、キャンプ場（1カ所 1.0ha）、駐車場（2カ所、0.3ha）、便所（5棟）、東屋（6棟）、水飲場（6カ所）、林道歩道（10km）、栗園

市民の森公有林整備（除間伐作業）事業

12月上旬～1月中旬にかけて3.18haの除間伐作業を実施した。

市民の森を利用した緑化推進事業

【八戸市緑化推進委員会主催】

イベント名	開催日	内 容	参加者数
木工教室及び昆虫教室	4月25日	杉の間伐材を使った本棚作り・昆虫教室	19組62名



4月25日 木工教室及び昆虫教室の様子

【指定管理者ユニバーサルパーク・ネットワーク主催】

イベント名	開催日	内 容	参加者数
野鳥の観察会	4月19日	市民の森に生息する野鳥を観察	30人
山野草観賞会ときのご植菌体験	5月10日	山野草観賞ときのご植菌体験	17人
エゾエノキとヤマザクラ植樹体験会	6月7日	国蝶オオムラサキの餌となるエゾエノキとヤマザクラの植樹体験	20人
バーベキューと紙飛行機	7月26日	バーベキューと紙飛行機大会	31人
昆虫をさがそう	8月9日	市民の森に生息する昆虫を探す	55人
市民の森コンサートとバーベキュー	9月5日	市民楽団によるコンサートとバーベキュー	121人
森林浴とトチの実拾い	9月20日	トチの実を使った民間薬作り	12人
竹で「花入れ」と「紙鉄砲」を作ろう	10月4日	竹を使った「花入れ」と「紙鉄砲」作り	7人
そば打ち体験会	11月1日	新そばを使ったそば打ち体験	17人



5月10日きのご植菌体験



ムササビ

2) 南郷観光農園振興事業

観光農園の振興と自然とのふれあいを促進するため、平成18年度に八戸市南郷観光農業振興会が設立され、通年で観光農園を開園している。

観光客に地場農産物を提供することにより、生産者と消費者の交流を通じた地域の活性化が図られている。

南郷区内の観光農園振興事業（平成21年度）

内 容	開園時期	開園園地数	入場者数
いちご	1月中旬～ 5月下旬	1園地	567人
さくらんぼ	6月下旬～ 7月上旬	7園地	1,665人
ブルーベリー	7月中旬～ 8月下旬	19園地	2,516人
りんご	9月下旬～11月中旬	3園地	235人



さくらんぼ観光農園の様子



りんご観光農園の様子

3) 水辺の楽校事業

河川環境の向上及び地域住民の健康増進を図るため、平成15年に開設された。

新井田川に沿うような形で設置された水辺の楽校では、水遊びや水辺の生き物とのふれあいを気軽に楽しむことができ、地域住民の憩いの場やキャンプ場などとして幅広い使われ方をしている。

また、龍興山に臨むような位置にあることから、秋には紅葉狩りを楽しむ人たちが賑わいを見せる。

所在地 青森県八戸市南郷区大字島守地内 面積 4.5ha

主な施設 トイレ（男女障害者各1）、炊事場（2箇所）、四阿（1箇所）、
野外炉（5箇所）、野外卓（5箇所）、パーゴラ、キャンプファイヤ-場



水辺の楽校の様子

4) 市民農園設置事業

農業交流研修センターでは、自然環境の中で市民が家族ぐるみで農業体験をし、農業知識の向上と農業生産に対する理解を深めることをねらいとして実施。



市民農園開園式

【平成 21 年度実績】

- ・利用期間 平成 21 年 4 月 26 日から
平成 21 年 11 月 20 日まで
- ・対象 八戸市民（1 世帯 1 区画）
- ・使用料・
区画面積 2,500 円/1 区画（33 ㎡）
- ・主な品目 ばれいしょ、まめ類、
だいこん、ほうれんそう、
ねぎ等

【市民農園利用実績の推移】

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
募集区画	250	250	250	280	280	280	280	280	280	280	280	280
実績区画	284	250	250	294	303	300	306	327	330	250	263	274

5) 農業交流研修センターにおける土壌診断及び植物組織培養

土壌診断

土壌改良の資料にするため、農業者及び農業団体から依頼された土壌を分析している。また、当市において、産地形成されている地域のモデルとなる地点を定点観測地点に設定し、土壌分析を行っている。

【平成 21 年度分析実績】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
依頼数(人)	34	31	24	26	25	15	15	36	19	13	56	66	360
サンプル数(件)	55	38	54	55	71	24	23	70	34	47	130	141	742
分析数	327	216	395	446	618	195	130	623	278	423	1,142	849	5,642

うち定点観測地点分析数は 35 点（サンプル数）

・分析項目

- (1) pH (H₂O・KCl) (2) EC (電気伝導度) (3) 有効態リン酸
 (4) リン酸吸収係数 (5) CEC (塩基置換容量) (6) 置換性カルシウム
 (7) 置換性マグネシウム (8) 置換性カリウム (9) 水分

植物組織培養

植物組織培養により優良種苗を育成

【21 年度優良種苗の増殖実績（増殖中）】

- ・にんにく、いちご、デルフィニウム

【21 年度優良種苗の配布時実績】

- ・デルフィニウム/市内花き生産者・約 1,200 株配布

野菜花き展示普及事業

技術の高度化・多様化に対応するため、また新技術の普及や地域に密着した産地づくりを進めるために野菜・花きの展示栽培・調査を実施し、農業技術の指導・研修・交流を推進。

【平成 21 年度調査実績】

・施設野菜部門



トマトの出荷



パイプハウス外観

調査数：13 項目（いちご、きゅうり、トマト、ミニトマト、こまつな等）

・露地野菜部門



ナガイモ調査圃場

調査数：10 項目（ねぎ、ながいも、にんにく、ピーマン等）

・花き部門



デルフィニウム調査圃場

調査数：8 項目（菊、デルフィニウム、アルストロメリア、ハボタン、トルコギキョウ等）

農業交流研修センター参観者数 4,531 人
 (施設見学及び指導相談並びに土壌分析依頼・指導による来場者の集計)

農業交流研修センター施設利用実績

多目的研修室	回数	29
	人数	1,476
調理実習室	回数	1
	人数	60
計	回数	30
	人数	1,536

6) 農業体験学習

農業交流研修センターでは、小学生等の食育の一環として農作物を育て、収穫する喜びを体験し、農業・食物に対する理解を深めてもらうことをねらいとし、農業体験の場を提供している。いちご・さつまいも・だいこんなどは種・収穫の体験、野菜の育て方等の学習会を開催している。



【平成 21 年度実績】(出張指導を含む)

体験者数 1,210 人
件数 小学校等 12 件 (26 回)

7) 農業講座

農業交流研修センターでは、当市の農業の生産性の向上と農業経済の安定を図るため、毎年 1 月下旬に開催している。

農業講座の受講者対象は、農業生産者、農業関係機関・団体、団塊の世代等で定年帰農を希望する方々としており、幅広い層が受講している。



【平成 21 年度実績】

期間 平成 22 年 1 月 19 日、20 日、21 日、2 月 2 日
講座数 7 講座

【受講者数の推移】

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
講座数	6	6	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7
受講者数	378	378	362	258	605	685	723	590	510	431	518	355

第3節「潤いと安らぎが感じられる都市環境」の実現に向けて

1 水と緑のある生活の確保

1) 都市公園整備事業

都市における公園・緑地は、市民生活に潤いや安らぎを与えるとともに、市民のスポーツ・レクリエーションやコミュニケーションの場、災害時における避難場所など、多様な機能を持った公共空間として重要性を増している。

このことから、都市景観や災害などにも配慮し、適正配置に努めながら、魅力のある個性的な公園・緑地の整備を図っている。

事業名	工事施工面積
こどもの国建設事業	- ha
館鼻公園整備事業	0.46ha
桔梗野公園整備事業	1.10ha
(仮称)豊崎公園整備事業	1.10ha

開設済みの4.0haの中にトイレ整備等の施設の充実を行った。

一人当り都市公園面積：9.83 m²/人

2) 都市緑化啓発事業

花いっぱい運動事業

市が委嘱している緑化協力員の協力のもとに、各町内に草花を配布しフラワーポットや花壇に春夏を通じ草花苗を植栽し、生活環境の美化と向上に努めている。平成21年度の配布株数は40,268本である。

八戸市緑化まつり

市民の緑に対する意識の高揚と緑化事業の発展に寄与することを目的とする。園芸講習会や園芸教室、庭園樹の展示及び即売等を実施している。

平成21年度の入場者数は59,720人である。



八戸市緑化まつり

はちのへ菊まつり

八戸の花「菊」を広く普及させることにより調和のとれた良好な生活環境の保全と自然への憧憬を深めることを目的とする。平成21年度の入場者数は、20,900人である。



はちのへ菊まつり

都市緑化基金事業

都市緑化への認識・理解の向上を図るため、個人・団体より寄付を募り市内の緑化に努めている。平成 21 年度の実績は 10 万円である。

八戸市を緑にする会助成金事業

八戸市を緑にする会が行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。平成 21 年度における「緑と花」花壇・作文・図画コンクール出展数は 316 点である。

都市緑化事業

学校は地域の中核的な施設であり、地域のシンボルにもなっている。そのため緑化についても地域のシンボルとなるように、校庭の周りの緑化や校庭の芝生化、学校の校庭を利用した森づくり等、市民との協働により都市緑化の推進を図ることを目的とする。平成 21 年度は学校の緑化を 1 校、緑の出前講座を 8 回開催（受講者 86 人）した。



学校の緑化作業の様子

八戸公園の管理運営

八戸公園は、子どもから大人まで一日中楽しく遊べる場として、また、災害時の広域避難地や都市緑化の情報発信基地としての役割など、市民の生活環境への関心や余暇増大等に伴う多様なニーズに対応した、八戸圏域を代表する屋外レクリエーション施設の核として設置したものである。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、平成 21 年度の利用料金収入は約 6,500 万円である。



平成 21 年 4 月にオープンしたサクラの杜ゾーン

2 美しい都市景観の形成

1) 景観計画及び景観条例

平成16年に公布・施行された、我が国初の景観に関する総合的な法律「景観法」の規定に基づく「景観計画」及び「景観条例」の策定を目標に、平成17年度から2箇年にわたり検討した。

八戸市景観計画は、平成18年12月19日に策定・公表し、平成19年7月1日から実施した。また、八戸市景観条例は、平成19年3月28日に公布し、平成19年4月1日に一部を、平成19年7月1日に全部を施行した。

八戸市景観条例では、一定規模を超える建築物の新築や開発行為等を行う場合には、周辺景観へ与える影響が大きいため事前の届出を義務付け、景観計画の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」への適合を審査している。

また、国の機関又は地方公共団体が届出を要する大規模な行為を行う場合には、事前の通知を受けている。

- ・届出件数（平成21年4月1日～平成22年3月31日） 31件
- ・通知件数（ 同上 ） 8件

2) 八戸市景観賞

市民の模範となる良好な景観形成の事例や活動を表彰するとともに、市民に周知することにより、景観に対する市民の関心を高め、市民一人ひとりが地域の特長を活かし、潤いと安らぎに満ちた魅力あるまちづくりに貢献することを目的に昭和62年度から実施している。

応募対象及び応募部門は、地域の歴史や文化を感じさせる次代に伝えたいまちなみ、建築物その他構造物で周辺景観と調和した又は模範となる優れたデザインのものなどを対象とした「まちなみ空間部門」と、地域住民や事業者等の合意による景観ルールづくりと実践などの活動を対象とした「景観づくり部門」の2部門で、一人何点でも応募できる。

第21回となる平成21年度は、まちなみ空間部門で「光星学院高等学校」を、景観づくり部門で「有限会社 石甚」と「株式会社 高橋製作所」を表彰した。

- ・応募期間 平成21年3月10日～7月31日
- ・応募総数 49通（36作品）
- ・応募者数 42名
- ・表彰件数 3件

- 《光星学院高等学校》・・・・・・・・・・まちなみ空間部門
(八戸市湊高台六丁目14-5)
《有限会社 石甚》・・・・・・・・・・景観づくり部門
(八戸市柏崎一丁目9-2)
《株式会社 高橋製作所》・・・・・・・・・・景観づくり部門
(八戸市大字河原木字浜名谷地76-344)

・表彰式 平成21年11月16日



まちなみ空間部門《光星学院高等学校》



景観づくり部門《有限会社 石甚》



景観づくり部門《株式会社 高橋製作所》

3 ごみのないきれいなまちづくりの推進

(1)八戸市環境展

環境をテーマとした啓発イベントを行うことで、市民の環境に対する意識を深めることを目的とし、平成17年度より開催。

平成21年度は「八戸市健康まつり」と共同で開催。

開催日 平成21年9月27日
開催場所 八戸市公会堂・公会堂文化ホール
来場者数 約3,500人

<主なイベント内容>

ステージイベント

- ・第5回はちのへエコ大賞表彰式
- ・市長と子どもたちのエコなトーク

展示紹介コーナー

- ・八戸市の環境施策
(はちのへエコ大賞、ごみの減量・リサイクル、自然エネルギー、段ボールコンポスト、八戸市環境美化協議会、生活排水対策、不法投棄対策、下水道事業、エコ通勤定期券、こども探検エコパスポート、八戸市民大学講座)
- ・NPO活動紹介、「環境と産業」をテーマとした企業の展示コーナー

体験コーナー

- ・発電体験コーナー
- ・紙すき体験コーナー
- ・エコわた飴コーナー
- ・エコジュースコーナー



はちのへエコ大賞表彰式



市長と子どもたちのエコなトーク



発電体験コーナー



電気自動車展示コーナー

(2) はちのへエコ大賞

八戸市は環境基本計画を策定し、「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」を目指している。しかし、その実現には市民の協力が不可欠である。

そこで、環境の保全に積極的に取り組んでいる個人や団体の活動を広く市民に周知するため、平成 17 年度に表彰制度を創設した。

対象となる活動は、省資源と省エネルギー、ごみの減量化・リサイクル、環境美化、自然保護等のその他の環境保全活動の 4 項目とし、学校の部と一般の部の 2 部門とした。平成 21 年度の応募数は全部で 10 件であり、学校の部の大賞には青森県立八戸水産高等学校が、一般の部の大賞には溝江康德氏が選出された。



青森県立八戸水産高等学校

溝江康德氏

(クリーン作戦やペットボトルキャップの回収活動)

(地球温暖化防止に関する授業・講演)

(3) 地域環境美化活動

(3)-1 はちのへクリーンパートナー制度

市民の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市民との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的として、平成 15 年 4 月に制定された。

八戸市民及び八戸市内に所在地を有する団体・企業であれば登録が可能である。市は、ボランティア袋の提供とごみの処分手数料の減免、登録団体間の活動調整のほか、清掃活動を市ホームページに掲載している。また、新規登録時には、登録証を発行している。

登録状況は、平成 22 年 3 月末現在で 184 団体・20,085 名となっており、今後も広く募集していく。

(登録状況)

	個人及び 団体数	登録人数
環境団体	3	764
企業	67	4,131
サークル	42	5,456
老人会・青年会	1	60
町内会	9	936
学校	31	8,699
個人	31	39
計	184	20,085



登録団体による清掃活動の様子

(八戸工業大学 感性デザイン学部)

(3)-2 八戸市環境美化協議会

「八戸地区衛生組織連合会」並びに「クリーンはちのへ530運動連絡会」の合併一元化により平成4年4月に発足した。

八戸地域における環境の美化はもとより、ごみの減量化、健康管理の啓発などにより、「きれいなまちづくり運動」並びに「健康で住みよい、明るいまちづくり運動」を基本理念に事業を推進し、市民福祉の増進や、公衆衛生の一層の向上に努めている。

(主な事業内容)

全市一斉530運動(年3回)

観光地の一斉清掃

530運動児童作品コンクール

犬の飼育啓発用看板の配布

各種健康診断の受診勧奨

ごみ箱設置、カラスネット購入の補助

機関紙の発行(年1回)



全市一斉530運動(春)の様子

(3)-3 (社)八戸清港会

八戸港港内の清掃を目的に、八戸市が中心となり、工業、港湾、運輸、木材、水産各業界の賛同を得て、昭和47年8月に設立された。

以来、港湾施設や漁港施設の塵芥の収集・処理、海上における清掃船によるごみ類の回収、不法投棄防止に関する啓発などを行っている。

なお、昭和50年5月には社団法人となり、現在会員数は66社、役員は八戸市長を会長とし、12人の構成となっている。

(主な事業内容)

	18年度	19年度	20年度	21年度
港湾内陸上清掃 実施日数(日)	119	134	129	135
ごみ収集量(トン)	11	29	25	46
港湾内海上清掃 実施日数(日)	30	37	33	40
ごみ収集量(トン)	6	10	3	25

(3)-4 新井田川をきれいにする会

水産加工場等の排水による水質汚濁が原因で起きた、河口付近における魚の大量死事件を契機に、新井田川をきれいにし、住民の快適な生活環境を維持することを目的として、昭和 47 年 6 月に町内会・企業・各種団体等を中心に設立された。

(主な事業内容)

- 地域住民の参加による新井田川堤防
- ・河川敷の清掃（年 3 回）
- 河川敷への花壇の造成・植栽
- ごみの不法投棄防止・環境美化の意識高揚のための立て看板の設置



河川敷への花壇の造成・植栽の様子

(3)-5 海浜清掃活動

戸市では、ボランティア活動として海浜清掃を行う団体に、社団法人海と渚環境美化推進機構が提供するゴミ袋を配布し、ごみのないきれいな海浜づくりを推進している。

当機構では、地域のボランティアが参画して行われる海と渚クリーンアップ運動について、組織的効果的な展開を推進するためにゴミ袋を提供しており、平成 21 年度には 2 団体に配布した。

(3)-6 不法投棄防止対策事業

不法投棄防止対策は、従来から広報紙への掲載や立て看板の設置などにより市民への周知を図るとともに、関係機関と協力し「不法投棄防止合同パトロール」を実施している。

また、平成 18 年 7 月からは「不法投棄監視カメラ」を 1 台導入し、不法投棄常習地帯へ設置することにより、未然防止及び早期発見を目的に運用している。

設置期間はおおよそ 3 ヶ月程度としており、順次新たな候補地を選定した後、不法投棄監視カメラを移動している。平成 21 年度は市内 5 箇所へ設置した。

平成 21 年度 不法投棄監視カメラ設置実績

設置場所	設置期間
金 浜 地区	平成 21 年 3 月から
白山台 地区	平成 21 年 6 月から
河原木 地区	平成 21 年 11 月から
松 館 地区	平成 22 年 1 月から
市 川 地区	平成 22 年 3 月から



不法投棄監視カメラ

(4)その他関連するもの

(4)-1 八戸市生活環境保全条例

市民、事業所及び行政のそれぞれの責務を明らかにして、良好な生活環境を確保し、住みよい生きがいのある総合的産業都市を実現するため、昭和56年9月、「八戸市生活環境保全条例」が制定されている。

平成7年3月の条例の一部改正により、「空地の適正管理」の対象区域の拡大及び散乱性の高いごみの投棄禁止と、空き缶等の回収容器の設置・管理を規定した、「空き缶等の散乱防止」の項目（いわゆる「ポイ捨て条例」）を追加した。

また、平成11年6月、ダイオキシン対策として屋外焼却行為の制限と罰則規定を設ける条例の一部改正を行った。

なお、「土ぼこりの発生防止」など7項目が規定されているが、他の法令に定めがありこの条例に規定されなかった項目についても、連絡調整を行って、関係課が対応することになっている。

平成21年度に受理した生活環境保全条例関係の苦情受理件数は、条例項目及び条例項目以外の公害苦情も含めて1,616件と、20年度に比べて834件の増となっているが、これは新たに道路に関する苦情（738件）を含めたことによるものである。月別の苦情推移については、4月から12月にかけて1,374件の苦情が寄せられ、年間件数の約85%を占めており、特に、集積所への不適正排出の防止、ごみ等の不法投棄、竹木の適正管理、屋外の焼却行為の制限に関する苦情が多く寄せられている。（表 - 1、2）

(4)-2 飼い犬の登録

「狂犬病予防法」により、飼い主には飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務づけられており、市としても、野犬の撲滅と登録・予防注射の周知に努めている。

これまでの飼い犬指導員事業の継続等により、年々狂犬病予防接種率が向上してきており、県内でもトップレベルとなっている。

犬の登録頭数等の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
登録総数	11,797	11,605	11,609	11,474	11,177
新規登録数	1,076	1,041	1,181	1,005	845
予防注射頭数	9,419	9,427	9,777	9,820	9,560
野犬捕獲頭数	146	128	123	85	117

(4)-3 防疫体制

八戸市地域防災計画に基づき、災害時の防疫作業を実施している。

(4)-4 公衆浴場業に対する補助事業

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、昭和57年度から公衆浴場施設整備事業補助金交付要領を定め、補助金を交付してきた。なお、平成4年度から交付してきた八戸市浴場組合運営費補助金は、平成19年度をもって廃止した。

補助金の内訳（平成21年度）

公衆浴場施設整備事業補助金（公衆浴場のかまの取り替え工事に要する経費の補助）	1,187,000円 (300,000円×3件 287,000円×1件)
--	--

(4)-5 一般廃棄物の搬入許可及び処分券発行

会社や商店等の事業系ごみを市及び広域の施設に搬入する場合は、廃棄物搬入許可の申請と処分手数料の納付が必要である。

しかし、火災など特別の理由があると認められる場合は、申請により手数料の減免を行っている。

なお、一般廃棄物の搬入許可及び処分券発行事務状況は表 - 3 のとおりである。

一般廃棄物処分手数料（平成21年度）【平成19年4月1日改定】

	家庭系	事業系
可燃物	50kgまで毎に130円	50kgまで毎に400円
不燃物（リサイクルプラザ）	50kgまで毎に70円	50kgまで毎に200円
不燃物（天狗沢最終処分場）	100kgまで毎に150円	100kgまで毎に300円

(4)-6 排水路の浚渫

生活環境の保全や悪臭の防止を目的として、汚泥・ごみ等の搬出を行っている。平成21年度の実績は10件であった。

表 - 1 生活環境保全条例関係の苦情受理件数の推移

(単位：件)

項 目		年 度				苦 情 の 主 な 内 容
		18年度	19年度	20年度	21年度 (うち環境保全課分)	
条 例 項 目	土ぼこりの発生防止	4	6	2	15	・工事に伴う土ぼこりの発生、校庭土の飛散。
	血水流出等の防止	1	3	5		
	空地の適正管理	51	44	42	46 (42)	・雑草の繁茂。
	電波障害の防止	1			1	・電波障害の原因の樹木伐採。
	河川等の富栄養化の防止					
	緑化の推進	27	14	3	8	・苗木の配布、街路樹への虫の繁殖・駆除依頼。
	空き缶等の散乱防止				1	・路肩付近へゴミの不法投棄。
	屋外焼却行為の制限	95	72	71	87 (40)	・ごみ等の焼却。
条 例 項 目 以 外	公害の防止	37	28	19	27 (23)	・水質汚濁、騒音、振動、悪臭、大気汚染他。
	中高層建築物の日影規制					
	犬のふんの不始末飼い主対策	1	2	3	2	・犬のふんの不始末。
	看板・広告物の規制	238	14	7	9	・安全上問題のある立看板の撤去。
	風俗営業（ピンクサロン規制）					
	地下水の場水規制					
	し尿汲み取り車の悪臭防止	2				
	違法市民無線の規制					
	健康の確保		1	2		
	生活排水の適正処理	12	14	12	27 (13)	・浄化槽管理不備等、生活排水の流出。
	開発許可の届出					
	自然環境の保全	24	17	54	76	・カラスの営巣、薬剤散布等。
	文化環境の保全					
	わら焼きステッグの発生防止					
	夜間の静穏保持	3	6	1	10 (3)	・店舗、工場騒音。
	善良な風俗保持（モ-ヲ規制）					
	竹木の適正管理	2	75	99	116 (12)	・隣接地の竹の繁茂、枝葉の落下。
	野犬の発生防止			1		
	ごみの有効利用	2	2	5	28	・資源物の持ち去り。
	ごみ等の不法投棄防止	334	248	144	157 (2)	・廃棄物の不法投棄等。
集積所への不適正排出の防止	206	219	157	127	・指定袋以外での排出、指定日以外のごみ出し等。	
その他	137	153	155	879 (20)	・道路陥没・振動、老朽化建築物、害虫の発生。	
合 計		1,177	918	782	1,616 (155)	

表 - 2 生活環境保全条例関係の月別苦情受理件数（21年度）

（単位：件）

項目	月												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
条例項目	土ぼこりの発生防止	2	7	3	1							2		15
	血水流出等の防止													
	空き地の適正管理		3	11	12	9	5	5		1				46
	電波障害の防止								1					1
	河川等の富栄養化の防止													
	緑化の推進	1	1	1			2	2				1		8
	空き缶等の散乱防止												1	1
	屋外焼却行為の制限	15	5	8	9	8	13	7	10	4	4	4		87
条例項目以外	公害の防止	2	4	3	5	3	2	2		3		2	1	27
	犬のふんの不始末飼い主対策		1									1		2
	看板・広告物の規制	2	1					2		2		2		9
	健康の確保													
	生活排水の適正処理	3	3	7	2	3	2	2	1			2	2	27
	自然環境の保全	2	5	14	7	19	9	15	4				1	76
	夜間の静穏保持	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	10
	竹木の適正管理	22	15	19	15	4	5	22	5	1		3	5	116
	野犬の発生防止													
	ごみの有効利用	2	2	5	2	3	3	4	1	1	1	1	3	28
	ごみ等の不法投棄防止	29	16	12	16	15	17	10	11	10	7	4	10	157
	集積所への不適正排出の防止	8	10	13	13	10	9	19	14	7	9	5	10	127
その他	114	81	113	100	86	59	71	50	47	21	57	80	879	
合計	203	154	210	183	161	127	162	97	77	43	85	114	1,616	

表 - 3 一般廃棄物の搬入許可証及び処分手数料

		20年度			21年度		
		八戸市	八戸地域広域市町村圏事務組合		八戸市	八戸地域広域市町村圏事務組合	
		天狗沢最終 処分場 (不燃)	清掃工場 (可燃)	リサイクル プラザ (不燃)	天狗沢最終 処分場 (不燃)	清掃工場 (可燃)	リサイクル プラザ (不燃)
一般廃棄物 搬入許可証 の交付	環境保全課	7 件	49 件	34 件	6 件	24 件	17 件
	清掃事務所 又は 清掃工場 又は リサイクル プラザ	40 件	154 件	40 件	30 件	107 件	35 件
	計	47 件	203 件	74 件	36 件	131 件	52 件
手数料の 減免許可	環境保全課	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	清掃事務所 又は 清掃工場 又は リサイクル プラザ	34 件	60 件	5 件	21 件	31 件	1 件
	計	34 件	60 件	5 件	21 件	31 件	1 件
処分手数料 (処分券及び 現金取扱)	環境保全課	3,836 円	938,640 円	32,000 円	12,000 円	912,000 円	54,000 円
	清掃事務所 又は 清掃工場 又は リサイクル プラザ	97,338 円	17,041,185 円	2,810,210 円	131,921 円	17,894,699 円	2,997,260 円
	計	101,174 円	17,979,825 円	2,842,210 円	143,921 円	18,806,699 円	3,051,260 円
後納分		35,415,300 円	197,245,200 円	8,262,400 円	32,619,600 円	193,820,000 円	7,877,600 円
処分手数料 収入金額		35,516,474 円	215,225,025 円	11,104,610 円	32,763,521 円	212,626,699 円	10,928,860 円
処分券払戻済額		119,220 円	8,290 円	26,000 円	60,928 円	24,174 円	18,210 円

八戸地域広域市町村圏事務組合

八戸市と周辺6町1村で構成されている一部事務組合で、ごみ処理施設の設置及び管理運営については、八戸市、階上町、南部町(1市2町)の共同処理事務として行っている。

第4節 「地球環境の保全」の実現に向けて

1 資源の循環利用と廃棄物の減量

1) うみねこプラン の推進（八戸市庁の環境にやさしい行動計画）

本計画は、従来の事務・事業を見直し、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を率先して行うことができるよう、具体的な取り組み内容を定めたものであり、平成12年度から全庁的に実施している。

また、本計画は温室効果ガスである二酸化炭素の削減目標も定めており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の実行計画も兼ねている。

当初の計画期間の5年間を経て、平成17年度から「うみねこプラン」として活動を継続している。

平成21年度における数値目標と取り組み実績は次表のとおりで、二酸化炭素の排出量は平成15年度を基準年として、10.29%減少している。

なお、本計画の取り組み実績は、八戸市ホームページに掲載されている。

目標及び平成21年度の取り組み実績

項目	目標（平成20年度）	基準年
		旧八戸市 平成15年度 " 旧南郷村 平成17年度
		平成21年度実績
電気使用量	増加させない	1.87%増加
水道使用量	増加させない	12.60%削減
LPガス使用量	増加させない	35.63%削減
都市ガス使用量	増加させない	65.11%削減
灯油使用量	増加させない	13.43%削減
重油使用量	増加させない	19.28%削減
ガソリン使用量	増加させない	3.95%削減
軽油使用量	増加させない	9.98%削減
用紙使用量	2.0%削減	14.32%削減
可燃性廃棄物量	3.2%削減	36.56%削減
不燃性廃棄物量	増加させない	39.64%削減
二酸化炭素排出量	増加させない	10.29%削減
その他温室効果ガス	できるだけ減らす	

< 資源回収率 >

項 目	目標（平成21年度）	平成21年度実績
紙類回収率	5.0%	23.85%
缶・瓶回収率	60.0%	32.28%
その他回収率	30.0%	0.66%

< グリーン購入率 >

項 目	目標（平成21年度）	平成21年度実績
紙 類	90.0%	97.15%
文 具 類	80.0%	88.93%
機 器 類	80.0%	73.16%
OA 機 器 類	80.0%	80.08%
電 気 製 品 類	80.0%	23.76%
自 動 車	判断基準に適合する品目の 調達に努める	87.50%

< 建築物等の建設及び管理 >

項 目	目標（平成21年度）	平成21年度実績
アスファルト塊のリサイクル	100%	100.00%
コンクリート塊のリサイクル	100%	100.00%
建設発生土『残土』のリサイクル	80%	97.96%
建設発生土『流用土』の使用	70%	94.11%
アスファルト合材の使用	90%	97.17%
路盤材の使用	80%	95.33%
基礎材の使用	90%	99.84%
低騒音型建設機械の使用	100%	100.00%
低振動型建設機械の使用	90%	96.45%
排出ガス対策型機械の使用	90%	99.58%

2) ごみ減量とリサイクルの取り組み

(1) ごみ減量

前年度の水準を下回るように努めることを目標とし、下記の事業に取り組んだ。

平成 20 年度ごみ排出量	89,700 t
平成 21 年度ごみ排出量	87,793t
前年度比較	1,907 t 減

事業名	21 年度実績
電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業	家庭用 9 件
段ボールコンポストモニター事業	147 件
廃食用油利活用事業	回収量 30,949 リットル
八戸市リサイクルパートナー補助金交付事業	回収量 685 t
ごみ減量推進員の配置	528 名
家庭ごみ有料化の実施	可燃ごみ袋 974,560 組 不燃ごみ袋 63,475 組 粗大ごみ処理券 17,559 枚
家庭ごみの分け方・出し方チラシ配布事業	市内全世帯に配布
事業系ごみ減量啓発(事業系ごみの処理量)	28,679 t
事業系ごみ再資源化の推進	平成 20 年度から、事業系可燃ごみのうち「資源となる紙」の搬入規制実施。

(2) 1 人 1 日あたりのごみ排出量

年度別	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
グラム(g)	1,152	1,128	1,096	1,004	989

(3) 建設リサイクル法に基づく届出・指導

建設リサイクル法では、建築物の分別解体及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による事前届出などが義務付けられている。届出工事における分別解体等の実施状況の確認及び無届工事の監視等のため、平成 21 年度は、全国一斉パトロールを 5 月 22 日、10 月 28 日の 2 回、また、随時パトロールを毎月実施した。

2 環境への負荷の少ない都市基盤の整備

1) 道路整備事業

道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある経済に支えられたゆとりある社会と、安全安心できる地域を実現するには、道路整備を計画的に推進することが重要である。このことから、国・県・市では、生活道路の整備から高速交通ネットワークの形成や交通混雑緩和、所要時間短縮、救急医療体制の強化、広域観光ルートの形成等地域産業の活性化や地域振興等の面で多大な効果をもたらす道路整備を進めている。



主な事業

六日町地区くらしのみちゾーン形成事業

21年度現在

事業名	事業期間 (年度)	施工 延長 (km)	施行者	備考
八戸・久慈自動車道八戸南環状道路	H3～	8.6	国土交通 省	H17.3 3.8km 暫定供用
八戸・久慈自動車道八戸南道路	H7～H24	8.7	国土交通 省	階上町含む H19.6 3.4km 暫定供用
国道 45 号八戸バイパス 4 車線化事業	H12～H20	2.2	国土交通 省	H21.3 供用開始
国道 104 号田面木地区歩道整備事業	H16～H22	0.6	国土交通 省	両側歩道 L=1.2km
国道 104 号八幡地区歩道整備事業	H17～H23	1.3	国土交通 省	両側歩道 L=2.6km
3・3・8 号白銀市川環状線 (桔梗野工区) 都市計画街路事業	H8～	2.7	県	
3・3・8 号白銀市川環状線 (中居林工区) 都市計画街路事業	H16～	0.6	県	
3・4・12 号沼館百石線 (沼館大橋) 都市計画街路事業	H11～H21	1.0	県	H22.3 供用開始

主要地方道八戸環状線 (糠塚工区)道路改良事業	H9 ~	2.0	県	
主要地方道八戸野辺地線道路改良 事業(市川町工区)	H8 ~ H18	1.2	県	H18.12 供用開始
主要地方道八戸三沢線道路改良事 業(張田工区)	H8 ~ H19	2.4	県	H20.3 供用開始
国道 340 号特殊改良一種事業 (泥障作工区)	H12 ~	1.2	県	H21.3 一部供用開始 (L=1.0km)
都市計画道路 3・4・8 号街路改良事 業	H15 ~ H21	0.5	市	H22.3 供用開始
六日町地区 くらしのみちゾーン形成事業	H16 ~ H24	1.0	市	市道上組町湊線 L=0.7km (L=0.3km 完) 市道鷹匠小路線 L=0.3km
一般県道妙売市線 交通安全施設整備事業(長横町 1 工 区)	H21 ~	0.1	県	電線共同溝

3 省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入促進

(1) 八戸市住宅用太陽光発電システム導入支援事業

八戸市では、化石燃料に依存することなく、太陽エネルギーを効率的に利用し、省資源・省エネルギー及び地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制すると言われている『太陽光発電システム』を住宅に設置する費用について、予算の範囲内で補助金を交付した。

平成 21 年度	補助金交付件数	207 件
----------	---------	-------



市内の住宅用太陽光発電システム設置状況

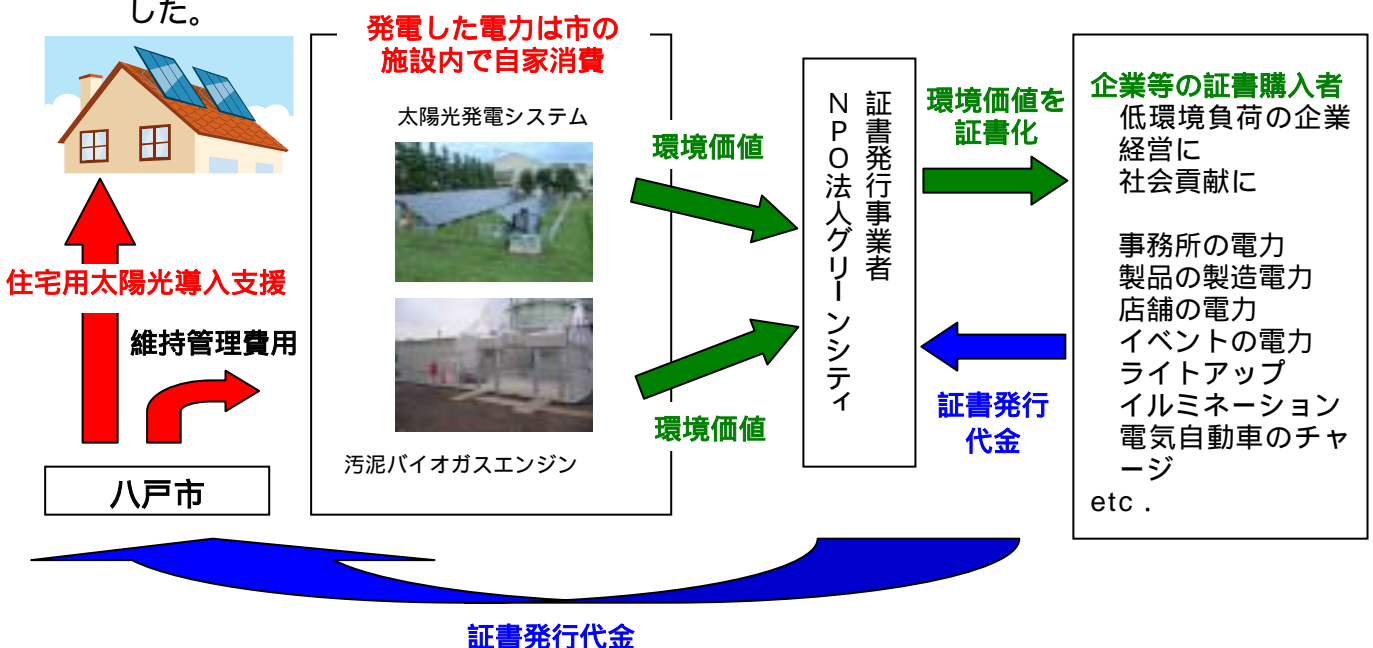
(2) グリーン電力証書普及促進事業

八戸市の東部終末処理場内の汚泥バイオガスエンジンや太陽光発電システムによって発電される電力には、電力としてのエネルギー価値のほか「環境価値」があるため、それを「グリーン電力証書」という証書にして、市民や企業等に発行する。

グリーン電力証書を購入した企業等は、自社製品・サービスを他企業と差別化できるほか、環境に配慮する企業であるという企業イメージの向上が図られる。

また、市民による証書の購入のほか、同事業について市民に周知することにより、新エネルギーについての普及啓発を図る。

平成 21 年度は、市内の 2 企業に合計 10,000kWh 分のグリーン電力証書を発行した。



(3) 講演会・学習会等による啓発活動

八戸市民大学講座で環境に関する講座を実施し、多くの市民に対し環境問題等の意識向上を図る啓発活動を行った。

八戸市民大学講座（平成 21 年度実績）

演 題：暮らしに役立つお天気の話

講 師：気象キャスター 平井 信行 氏

受講者：461 人

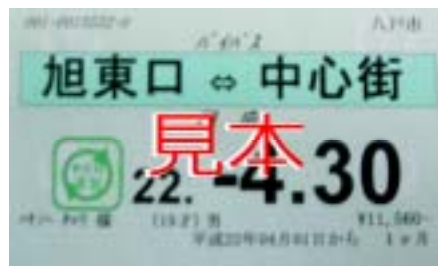
(4) エコ通勤定期券

八戸市営バスでは、マイカー利用を控え、環境にやさしいバスの利用を促進するため、平成 19 年 4 月 1 日よりエコ通勤定期券の販売を開始した。

エコ通勤定期券を利用すれば、土、日、祝、お盆期間および年末年始において、本人とその家族は 1 乗車につき 100 円（子ども 50 円）

で乗車することができる。バスは、マイカー

に比べて多くの人に乗れるため、二酸化炭素排出量はマイカーの 40 パーセント程度という非常にエコロジーな乗り物である。週末の家族のレジャーには、財布にも環境にもやさしい定期券である。



平成 21 年度	エコ通勤定期券発行（売上）枚数	4,801 枚
----------	-----------------	---------

(5) こども探検エコパスポート

八戸市交通部では、平成 19 年 7 月 13 日よりこども探検エコパスポートの販売を開始した。

エコパスポートは小学生を対象とした、夏休み・冬休み・春休み期間中、市営バス全路線一日乗り放題の乗車券で 1 枚 100 円での販売となっていて、自由研究やレジャーなどに多くの小学生が利用している。

平成 21 年度	こども探検エコパスポート発行（売上）枚数	1,589 枚
----------	----------------------	---------



こども探検エコパスポート

4 環境に配慮した産業活動の推進

(1) 建設工事競争入札参加資格審査申請受付

(I S O 14001 認証取得証明書の写しを提出)

建設工事の競争入札参加資格の確認を行う際に、I S O 14001 の認証取得者については、総合評定値に 5 を足した値で資格の確認を行い、環境に配慮している業者への優遇を図る。

21 年度、建設工事の市内登録業者における I S O 14001 認証取得している事業者の登録件数は 6 件である。

(2) 八戸港利用促進のためのポートセールス

八戸港のポートセールス推進により、外航及び内航フィーダーのコンテナ定期航路の利用を促進しており、平成 20 年のコンテナ取扱い数量は、36,241 T E U (対前年比 106%) であった。



八戸港でのコンテナの荷役風景

(3) エネルギーシステム転換支援事業

環境に配慮した事業活動を促進するため、環境負荷が少ないエネルギーシステムに転換して二酸化炭素の排出を抑制する事業者に対し、その経費の一部を補助するもの。

補助対象者 エネルギーシステムを設置・所有する市内の事業者

補助対象事業 エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のために、事業者が行う石油代替に資するエネルギーシステムの転換に要するものであり、エネルギー起源二酸化炭素の削減率が原単位で概ね 15% 以上のもの

補助対象経費

・機械装置等購入費 エネルギーシステムの転換に要する機械装置等の購入等に関する経費

・工事費 エネルギーシステムの転換に要する据え付け、配管、配電等の工事に関する経費

補助金の額 補助対象経費の 1/6 又は 200 万円のいずれか低い額

5 ISO14001

市では、21世紀を環境の時代ととらえ、環境に影響を及ぼす可能性のある事務・事業を管理し、継続的な環境改善を図るために効果的な、環境マネジメントシステムの国際規格である、ISO14001を平成13年10月5日付けで認証取得した。その後、2度の更新審査を経て、平成21年4月1日から自己適合宣言へ移行した。

(1) 認証取得宣言から平成21年度末までの経過

平成13年	1月	5日	市長によるISO14001認証取得宣言
平成13年	4月	1日	環境方針及び環境マネジメントシステム制定、運用開始
平成13年	7月		審査登録機関による予備審査
平成13年	8月		審査登録機関による一次審査
平成13年	9月		審査登録機関による二次審査
平成13年	10月	5日	認証取得
平成14年	9月		定期審査（改善指摘事項はなく、システムが維持管理されていると判定された。）
平成15年	9月		定期審査（改善指摘事項はなく、システムが維持管理されていると判定された。）
平成16年	8月		更新審査（改善指摘事項はなく、システムが維持管理されていると判定された。）
平成17年	10月		定期審査及び移行審査（改善指摘事項3項目に対して是正処置計画書を提出し、適切に是正した。）
平成18年	8月		定期審査（改善指摘事項2項目に対して是正処置計画書を提出し、適切に是正した。）
平成19年	8月		更新審査（改善指摘事項1項目に対して是正処置計画書を提出し、適切に是正した。）
平成20年	8月		定期審査（改善指摘事項はなく、システムが維持管理されていると判定された。）
平成21年	3月		認証取得を返上
平成21年	4月	1日	自己適合宣言へ移行

(2) 適用の範囲

- ・本庁舎の事務部門（教育委員会、議会事務局、各委員会等を含む）
- ・清掃事務所（事務部門のみ、清掃工場は広域事務組合の組織であるため含まない）
- ・下水道事務所（処理場、ポンプ場含む）

(3) 事務・事業

平成21年度にISOのシステムで維持管理した事務・事業は65事業で、ISO適用外の部署の事務・事業についても幅広く抽出した。

そのうち58事業が年度当初に設定した目標を達成した。目標未達成の7事業については、未達成になった原因を探り、次年度の活動に生かすよう働きかけた。

平成21年度 環境マネジメントシステム関連事業取り組み状況

※目標値の9割以上達成 評価○（達成）、目標値の6割以上9割未満 評価△（やや達成）、目標値の6割未満 評価×（未達成）

再掲している事業

環境方針	環境目的	環境目標	事業名	目標値	進捗状況	評価
健康で安心できる生活環境	①きれいな空気の保全	・建設機械による排出ガスの低減	・うみねこプランⅡの推進	○排出ガス対策型機械の使用（90%）	達成 排出ガス対策型機械の使用（99.58%）	○
		・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会（総会・役員会・技術部会）	○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
		・大気汚染の防止	・工場事業場立入監視事業（大気）	○立入事業場数 14社	達成 発生源規制指導 14社/14社	○
		・悪臭の防止	・工場事業場立入監視事業（悪臭）	○嗅覚測定実施事業場数 12社	やや達成 対象事業場10社/12社	△
	②清らかな水の保全	・環境に関する教育等の実施	・環境月間行事の実施	○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		<再掲> ・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	<再掲> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会（総会・役員会・技術部会）	<再掲> ○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
		・環境学習会の開催回数	・環境学習会の実施	○環境学習会の開催回数 20回	達成 開催回数 21回	○
		・水質汚濁の防止	・公共用水域水質汚濁状況の監視事業	○環境基準点調査数 河川7地点 4回 八戸全面海域14地点 6回 南浜海域2地点 4回	達成（計画通り進行中） 河川7地点 4回 八戸全面海域14地点 6回 南浜海域2地点 4回	○
		・水質汚濁の防止	・工場事業場立入監視事業（水質）	○立入事業場数 86社	達成 事業場数 86社	○
		・水質汚濁の防止	・地下水水質汚濁状況の監視事業	○調査地点数 83地点	達成 調査地点数 83地点	○
		・水質汚濁の防止	・水浴場水質調査事業	○調査地点数、調査回数 白浜海水浴場 1地点 4日 8検体 蕪島海水浴場 1地点 4日 8検体	達成 白浜海水浴場 1地点 4日 8検体 蕪島海水浴場 1地点 4日 8検体	○
		・水質汚濁の防止	・子ども水質探検隊の実施	○事業の実施	達成 8月7日 世増ダム等にて実施	○
		・合併浄化槽の普及を図る	・きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金交付事業	○合併処理浄化槽補助金交付申請件数 年間補助予定基数 86基	やや達成 申請件数 72基	△
		・平成21年度末までに普及率を55.0%とする	・公共下水道事業 ・農業集落排水事業	○普及率 55.0% (普及率=公共下水道+農業集落排水)	普及率 55.0%	○
	③健全な土壌の保全	・土壌に対する意識の向上	・土壌診断及び植物組織培養事業	○サンプル 550件	達成 サンプル数 742件	○
		<再掲> ・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	<再掲> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会（総会・役員会・技術部会）	<再掲> ○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
	④静穏な生活の確保	・建設機械による騒音・振動の低減	・うみねこプランⅡの推進	○低騒音型建設機械の使用（100%） ○低振動型建設機械の使用（90%）	達成 低騒音型建設機械の使用（100%） 低振動型建設機械の使用（96.45%）	○
		<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		<再掲> ・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	<再掲> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会（総会・役員会・技術部会）	<再掲> ○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
		・交通による騒音・振動の防止	・自動車騒音調査事業	○調査路線数 10路線	達成 調査対象路線 10路線/10路線	○
環人共境と自然	⑤生物の多様性の確保	<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		・良好な景勝地環境の確保	・天然記念物蕪島うみねこ繁殖地保護事業	○草刈面積 2ha	達成 草刈面積 2ha（10月13日～17日実施）	○

人と自然環境との共生	⑥海・山・川の保全	<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		<再掲> ・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	<再掲> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会(総会・役員会・技術部会)	<再掲> ○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
	⑦自然とのふれあいの促進	・下刈対象面積 (ha)	・市民の森公有林整備(下刈作業)事業	○面積 13.19ha	達成 面積 13.19ha	○
		・除間伐対象面積 (ha)	・市民の森公有林整備(除間伐作業)事業	○面積 4.00ha	やや達成 面積 3.18ha	△
		・イベント開催数(回)	・市民の森を利用した緑化推進事業	○開催数 2回	未達成 開催数 1回	×
		・利用者数の増加	・市民農園設置事業	○260区画 560人	達成 274区画 700人	○
		・体験者数の増加	・農業体験学習	○体験者数 750人	達成 体験者数 1,210人	○
<再掲> ・環境に関する教育等の実施 ・観光農園振興及び自然とのふれあいを促進する ・河川環境の向上及び自然とのふれあいを促進する		<再掲> ・環境月間行事の実施 ・観光農園振興事業 ・水辺の楽校事業	<再掲> ○行事の実施数 8件 ○観光農園開園園地数 31園地 ○利用者数 747名	達成 実施 8件 達成 開園園地数 32園地 未達成 利用者数 420名	○ ×	
潤いと安らぎが感じられる都市環境	⑧水と緑のある生活の確保	・一人当たり都市公園面積の向上	・こどもの国建設事業	○工事施行面積 4.0ha	達成 工事施工面積 4.0ha	○
		・一人当たり都市公園面積の向上	・館鼻公園整備事業	○工事施工面積 0.10ha	達成 工事施工面積 0.46ha	○
		・一人当たり都市公園面積の向上	・桔梗野公園整備事業	○工事施工面積 1.1ha	達成 工事施工面積 1.1ha	○
		・一人当たり都市公園面積の向上	・(仮称)豊崎公園整備事業	○工事施工面積 1.1ha	達成 工事施工面積 1.1ha	○
		・花いっぱいのもちづくり	・花いっぱい運動事業	○配布本数 39,888本	達成 配布本数 40,268本	○
		・入場者数を増加させる	・八戸市緑化まつり	○入場者数 60,000人	達成 入場者数 59,720人	○
		・入場者数を増加させる	・はちのへ菊まつり	○入場者数 23,000人	達成 入場者数 20,900人	○
		・都市緑化への認識・理解の向上を図り、基金の増額に努める	・都市緑化基金事業	※個人・団体からの寄付によるものであるため 数値目標不可	寄付によるものであるため判断不能 決算額 100,000円	-
		・「緑と花」コンクールに作品を募集し緑化思想の普及を図る	・八戸市を緑にする会助成金事業	○「緑と花」花壇・作文・図画コンクール参加者数 400点	やや達成 参加者数 316点	△
		・市民との協働により都市緑化の推進を図る	・都市緑化事業	○開催回数、参加人数 学校の緑化1校 園芸教室10回 受講者数120人	やや達成 学校の緑化1校 園芸教室8回 受講者数86人	△
	・入場者数を増加させる	・八戸公園の管理運営	○収入額 57,000,000円	達成 収入額 65,100,000円	○	
	⑨美しい都市景観の形成	・景観づくりに対する啓発により、魅力あるまちづくりに貢献	・八戸市景観賞	○応募事例数	達成 応募事例数 36件	○
	⑩ごみのないきれいなまちづくりの推進	・海浜清掃活動を希望する団体に(社)海と渚環境美化推進機構が提供するごみ袋を配布する	・海浜清掃に関する事務	○ごみ袋の配布実施	達成 ごみ袋の配布団体 2団体	○
		・良好な生活環境の確保	・八戸市環境美化協議会への補助	○事業の実施数 9事業	達成 実施事業数 9事業	○
<再掲> ・環境に関する教育等の実施		<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○	
・良好な生活環境の確保		・はちのへクリーンパートナー	○登録団体数 170団体	達成 登録団体数 182団体	○	
・良好な生活環境の確保		・はちのへエコ大賞(第5回)	○事業の実施 活動の表彰・紹介	達成 第5回八戸市環境展において表彰式・活動紹介 応募数 10件(学校の部 4件 一般の部 6件)	○	
・不法投棄の防止		・不法投棄防止対策事業	○不法投棄監視カメラの運用件数 4件	達成 運用件数 4件	○	
・悪臭の防止	・排水路の浚渫	○要望に対応する	達成 要望5件中5件対応	○		

⑪資源の循環利用と廃棄物の減量	平成21年度目標値(15年度比) ・電気使用量 (増加させない) ・水道使用量 (") ・ガス使用量 (") ・灯油使用量 (") ・重油使用量 (") ・ガソリン使用量 (") ・軽油使用量 (") ・用紙購入量 (2.5%削減) ・可燃性廃棄物 (4.0%削減) ・不燃性廃棄物 (増加させない) ・資源回収率(紙) (5%) ・資源回収率(缶・瓶) (60%) ・資源回収率(その他) (30%) ・CO2排出量 (増加させない)	・うみねこプランⅡの推進	○左記のとおり	達成 ・電気使用量 (1.87%) ・水道使用量 (-12.60%) ・LPガス使用量 (-35.63%) ・都市ガス使用量 (-65.11%) ・灯油使用量 (-13.43%) ・重油使用量 (-19.28%) ・ガソリン使用量 (-3.95%) ・軽油使用量 (-9.98%) ・用紙購入量 (-14.32%) ・可燃性廃棄物 (-36.56%) ・不燃性廃棄物 (-39.64%) ・資源回収率(紙) (23.85%) ・資源回収率(缶・瓶) (32.28%) ・資源回収率(その他) (0.66%) ・CO2排出量 (-10.29%)	○
	・アスファルト塊のリサイクル (100%) ・コンクリート塊のリサイクル (100%) ・建設発生土『残土』のリサイクル(80%) ・建設発生土『流用土』の使用 (70%) ・アスファルト合材の使用 (90%) ・路盤材の使用 (80%) ・基礎材の使用 (90%)	・うみねこプランⅡの推進	○左記のとおり	達成 ・アスファルト塊のリサイクル (100%) ・コンクリート塊のリサイクル (100%) ・建設発生土『残土』のリサイクル(97.96%) ・建設発生土『流用土』の使用 (94.11%) ・アスファルト合材の使用 (97.17%) ・路盤材の使用 (95.33%) ・基礎材の使用 (99.84%)	○
	・ごみの排出量について、前年度の水準を下回るよう努める	ごみ減量対策事業 ・電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業 ・資源物回収奨励補助金交付事業 ・資源物回収事業者団体の育成事業 ・ごみ減量推進員の配置 ・家庭ごみ有料化の実施 ・ごみの減量化・再資源化の啓発事業 ・事業系ごみ減量啓発 ・廃食用油利活用事業 ・マイバック利用促進事業	○ごみの排出量 平成21年3月31日現在 89,695t ・電動式生ごみ処理機購入費補助 11台 ・ごみ減量推進員の配置 627人 ・事業系ごみ排出量 29,871t ・廃食用油利活用事業回収量 25,272ℓ	達成 平成22年3月31日現在 87,793t ・電動式生ごみ処理機購入補助 9台 ・ごみ減量推進員の配置 528人 ・事業系ごみ排出量 28,770t ・廃食用油利活用事業回収量 30,949ℓ	○
	<再掲> ・良好な生活環境の確保	<再掲> ・八戸市環境美化協議会への補助	<再掲> ○事業の実施数 9事業	達成 実施事業数 9事業	○
	<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
	<再掲> ・青森・岩手両県の県境不法投棄問題対策事業の監視・評価	<再掲> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会(総会・役員会・技術部会)	<再掲> ○総会・役員会・技術部会の開催及び両県の原状回復に係る協議会の傍聴	達成 青森県協議会傍聴 5回、岩手県協議会傍聴 6回	○
	<再掲> ・良好な生活環境の確保	<再掲> ・はちのへエコ大賞(第5回)	<再掲> ○事業の実施 活動の表彰・紹介	達成 第5回八戸市環境展において表彰式・活動紹介 応募数 10件(学校の部 4件 一般の部 6件)	○
	<再掲> ・環境学習会の開催回数	<再掲> ・環境学習会の実施	<再掲> ○環境学習会の開催回数 20回	達成 開催回数 21回	○
	・建築物の分別解体及びその再資源化の促進	・建設リサイクル法に基づく届出受付及び指導等に関する事務	○パトロールの実施	達成 全国一斉パトロール(年2回実施) 毎月随時パトロールを実施	○
	⑫環境への負荷の少ない都市基盤の整備	・建設事業に係る環境影響が少ない計画の実施	・新処分施設整備事業	○計画の実施	達成 用地取得、環境影響評価事後調査、埋蔵文化財発掘調査、伐採、新処分施設の建築確認申請
<再掲> ・平成21年度末までに普及率を55.0%とする	<再掲> ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業	○普及率55.0% (普及率=公共下水道+農業集落排水)	達成 普及率 55.0%	○	
⑬省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入促進	<再掲> ・電気、水道、ガス等各使用量 ・用紙購入、可燃不燃廃棄物の減量、資源回収率等 ・CO2排出量を増加させない	<再掲> ・うみねこプランⅡの推進	<再掲> ○環境目標値	達成 ・CO2排出量(-10.29%)	○
<再掲> ・良好な生活環境の確保	<再掲> ・はちのへエコ大賞(第5回)	<再掲> ○事業の実施 活動の表彰・紹介	達成 第5回八戸市環境展において表彰式・活動紹介 応募数 10件(学校の部 4件 一般の部 6件)	○	

地球環境の保全	⑬省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーの導入促進	<再掲> ・環境学習会の開催回数	<再掲> ・環境学習会の実施	<再掲> ○環境学習会の開催回数 20回	達成 開催回数 21回	○
		・自然エネルギーの普及促進	・八戸市住宅用太陽光発電システム支援事業	○二酸化炭素の削減量 1.6t×200件=320t	達成 二酸化炭素の削減量 332.8t (1世帯当たり1.6t×208件)	○
		・新エネルギーの普及促進	・グリーン電力普及促進事業	○グリーン電力証書の発行量 284,403kWh	未達成 発行量 10,000kWh	×
		・晴天時電気使用量原単位平均429wh/m ² の維持	・下水道維持管理業務 (施設運転管理業務、データ解析・原単位調査)	○電力原単位 429wh/m ² の維持	達成 電力原単位 390wh/m ²	○
		・売上枚数	・エコ通勤定期券	○売上枚数	達成 延べ売り上げ枚数 15,388枚 (平成19年7月から販売開始)	○
		・売上枚数	・こども探検エコパスポート	○売上枚数	達成 延べ売り上げ枚数 5,381枚 (平成19年7月から販売開始)	○
	⑭環境に配慮した産業活動の推進	・ISO14001認証取得の推進	・建設工事競争入札参加資格審査受付	○建設工事の市内登録業者におけるISO14001認証取得者数 5件	達成 取得者数 5件	○
		・八戸港コンテナ取扱数量の増加	・八戸港利用促進のためのポートセールス	○コンテナ取扱数量 36,241TEU	達成 取扱数量 40,161TEU	○
		・エネルギー起源二酸化炭素の抑制	・エネルギー起源二酸化炭素排出抑制支援事業	○システム転換数 3件	未達成 申請件数 0件	×
		・環境保全型農業に係る講座の開講	・農業講座	○6講座	達成 7講座	○
(グリーン購入の推進) 紙類 90%以上/枚 文具類 80%以上/個等 機器類 80%以上/脚等 OA機器類 80%以上/台 電気製品類 80%以上/台 自動車 判断基準に適合する品目の調達に努める/台		・うみねこプランⅡの推進	○左記のとおり	未達成 紙類 (97.15%) 文具類 (88.93%) 機器類 (73.16%) OA機器類 (80.08%) 電気製品類 (23.76%) 自動車 (87.50%)	×	
	<再掲> ・新エネルギーの普及促進	<再掲> ・グリーン電力普及促進事業	<再掲> ○グリーン電力証書の発行量 284,403kWh	未達成 発行量 10,000kWh	×	
継続的改善	⑮環境情報の収集と提供	・来場者数の増加	・野菜花き展示普及事業	○調査項目 34件 来場者数 1,600人	達成 来場者数 4,531件	○
		<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		・環境啓発	・第5回八戸市環境展	○来場者数 4,000人	やや達成 約3,500人	△
		<再掲> ・環境学習会の開催回数	<再掲> ・環境学習会の実施	<再掲> ○環境学習会の開催回数 20回	達成 開催回数 21回	○
		・市民の環境に対する意識の高揚を図る	・環境啓発事業	○広報はちのへ掲載回数 6回	達成 広報連載 6回	○
		・必要に応じて審議会を開催する	・環境審議会 ・廃棄物減量等推進審議会	○審議会の開催	達成 環境審議会 2回開催 廃棄物減量等推進審議会 2回開催	○
		・年次報告書のとりまとめ	・「八戸の環境」	○作成	達成 167ページ・300部作成	○
	⑯環境教育・学習の振興	<再掲> ・環境保全型農業に係る講座の開講	<再掲> ・農業講座	<再掲> ○6講座	達成 7講座	○
		・環境に関する教育等の実施	・こどもエコクラブ事業	○登録クラブ数 5クラブ	達成 8クラブ	○
		<再掲> ・良好な生活環境の確保	<再掲> ・はちのへエコ大賞(第5回)	<再掲> ○事業の実施 活動の表彰・紹介	達成 第5回八戸市環境展において表彰式・活動紹介 応募数 10件(学校の部 4件 一般の部 6件)	○
		<再掲> ・環境に関する教育等の実施	<再掲> ・環境月間行事の実施	<再掲> ○行事の実施数 8件	達成 実施 8件	○
		<再掲> ・環境学習会の開催回数	<再掲> ・環境学習会の実施	<再掲> ○環境学習会の開催回数 20回	達成 開催回数 21回	○
		・八戸市民大学講座の実施	・八戸市民大学講座	○受講者数 310人	達成 受講者数 461人	○
全項目	・出前市役所の計画通りの実施	・出前市役所の実施	○予定どおりの開催	—	—	
	・環境基本計画に基づき、事業の実施状況を把握する	・環境基本計画の進行管理	○適正に進行管理する	適正に管理	○	